

総務常任委員会
予算常任委員会総務分科会

(平成30年3月1日)

○ 村山繁生委員長

皆さん、おはようございます。お疲れさまでございます。

それでは、昨日に引き続き、予算常任委員会総務分科会を開きます。

なお、森委員は今公務でちょっとおくれるということで連絡をいただいておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、きょうは総務部からの審査に入りたいと思います。

まず、総務部長よりご挨拶を願います。

○ 辻総務部長

改めまして、おはようございます。

本会議、また、昨日からの委員会に引き続きということで、熱いご議論を賜っております。また、昨夜から非常に強い雨、風ですけれども、今見ておりましたら雨も上がり、きれいな虹が出ておりました、すがすがしい中で総務部のご審査を賜りたいと思います。

総務部のほう、8課4室、行政委員会に係る来年度予算、また、平成29年度、30年度の補正予算、また、一般議案としまして7本の議案、あと加えて所管事務調査というフルラインナップでお願いすることになってございます。非常にタイトな中、恐縮でございますが、どうぞよろしくお願いいたしたいと思います。ありがとうございます。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございました。

議案第69号 平成30年度四日市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分

第2目 人事管理費

第3目 恩給及び退職年金費

第4目 文書広報費中総務課関係部分

第9目 計算記録管理費

第15目 人権推進費

第23目 諸費中総務課関係部分

第4項 選挙費

第5項 統計調査費

第2条 債務負担行為（関係部分）

○ 村山繁生委員長

それでは、ただいまより、議案第69号平成30年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分、第2目人事管理費、第3目恩給及び退職年金費、第4目文書広報費中総務課関係部分、第9目計算記録管理費、第15目人権推進費、第23目諸費中総務課関係部分、第4項選挙費、第5項統計調査費、第2条債務負担行為（関係部分）について、審査を行います。

本件については、議案聴取会において追加資料の請求がございましたので、まず追加資料の説明を求めます。

○ 江崎 I T 推進課長

I T 推進課長の江崎でございます。よろしくお願いいたします。

資料は、タブレットをご用意ください。

タブレットのトップページの02総務常任委員会――上から三つ目――でございます。次、一番下の13平成30年2月定例会議会、その次に、09総務部（追加資料）の18分の4、4ページをお開きください。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

○ 江崎 I T 推進課長

資料のご準備、よろしいでしょうか。

○ 村山繁生委員長

じゃ、お願いします。

○ 江崎 I T 推進課長

では、進めさせていただきます。

笹岡委員のほうから、第9目計算記録管理費の中で、窓口支援システム保守運用経費について他市と比較できる資料の請求がありましたので、ご説明申し上げます。

まず、窓口支援システムとは、住民票の交付や税証明の発行など、窓口業務を支援する住民情報システムのことであります。この運用の委託経費として、本市では、システム保守、実際にコンピューターの機械操作を行いますオペレーション、データパンチなどの保守運用経費2億3000万円余りを当初予算に計上させていただいております。これらの項目を基準としまして各市へ照会をかけまして、資料を作成させていただいております。

少し申し添えておきますと、この保守運用経費と申しますのは、システムの導入時期でありますとか選定したシステム種類、業務委託内容、それから独自の仕様等がございます、各市の契約形態が本当にさまざまでございます。よって、若干契約形態、契約の内容も変わってまいりますので、その辺のところ、少し比較の難しい部分もございますということをお知らせしておきます。

まず、調査対象の市としまして、表に記載のとおり、県内で3市、A、B、Cと記載してございます。それから、近隣の同格市2市、これはD市、E市でございます。この総額で比較をしておりまして、各項目を、システム保守、オペレーション、データ作成、その他ということで内訳を記載してございます。本市より費用が高いと思われる市が二つございました。

それから、低い市となっておりますのは3市ということで、今回の調査で非常にといいますか少し難しい面があるんですけども、他市と比較して極端に本市が高いとか安いとか、こういうふうな状況はないように考えております。

最後に、今後本市におきましては、システム更新のタイミングに合わせて標準パッケージの導入などによりまして、運用経費にさらなる見直しを検討していきたいと考えております。

4 ページの説明は以上でございます。

続きまして、5 ページをお願いします。

早川委員のほうから、予算常任委員会資料の中で、行政サービスの I T 化事業の説明文、この中で、市民への情報提供、市民と行政との双方向通信という内容について説明資料を求められました。

ここで言います市民への情報提供とは、市のホームページによる市政情報などの掲載や地理情報システム、これは G I S と呼ぶことが多いものでございます、地図上の位置情報を可視化して提供することです。

また、市民と行政との双方向通信とは、市からの情報提供だけでなく、市民からも市に対して意見や各種申請手続が可能となるシステムを提供することでございます。具体的には以下の四つの業務を指しております。

1 番目としまして、情報提供システム、これは市ホームページを更新、管理していくものでございますが、この更新・運用業務委託としまして、情報提供システムとは、職員が入力した情報を市ホームページに掲載することができるシステムのことでありまして、そのシステムの運用を委託しています。また、ホームページの終わりのほうにアンケート項目を設けることによりまして、市民の方が市政への意見を述べたり、それからメールで問い合わせる形で質問ができるように、そういうふうな機能をつけさせていただいております。

次に、統合型 G I S ——地理情報システム——でございます。統合型 G I S とは、地図上に認定道路や都市計画図など、さまざまなデータを集約しまして、複数の地図を重ね合わせて業務の効率化を可能とするシステムです。その情報の中でも、公共施設や遺跡情報、それから防災情報などは、市ホームページからアクセスすることによりまして、公開型 G I S として一般の市民の方にも公開しております。

3 番目が公共施設案内・予約システムの関係でございます。公共施設案内・予約システムは、中央緑地公園の運動施設とか三滝公園の運動施設などのスポーツ施設、それから文化会館やあさけプラザなどの文化施設、市の公共施設について、インターネットを利用して空き状況の確認や仮予約などができるシステムでありまして、運用は各施設の所管課にて行っております。

最後に、マイナポータルの代理接続業務というのがございます。国が運営しておりますマイナポータル、これはちょっと聞き慣れませんが、マイナンバーカードを利用してイン

ターネットを経由することにより、各種のオンラインサービスを利用できるシステムで、各個人がサイトを持つといたしますか、各個人の電子私書箱のような感じのものでございまして、児童手当の申請ですとか子育てに関する手続きが主な内容になっておりますけれども、市民からのオンライン申請があった場合に、この情報をマイナポータルに接続することによりまして取得するということが可能となっております。

最後に、6ページから8ページをごらんください。

森委員から工業統計調査、学校基本調査、人口統計調査の三つの調査につきまして、過去5年間の結果を数字で示すようにとの資料請求がありまして、ごらんのように、各統計調査の主な調査項目につきまして、5年分の調査結果を表にしております。

1番目が工業統計調査でございまして、平成23年から平成27年まで、事業所数、従業者数、それから製造品出荷額につきまして、おのあの数字を示させていただきます。直近の平成27年で見ますと、事業所数が617、従業者数が3万3787人、製造品出荷額は3兆3500億円余りというふうな数字となっております。

次に、2番目となります。7ページでございます。

学校基本調査、これは平成25年から平成29年につきまして、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の公立、私立別で、平成25年から平成29年までの学校数と学級数、教員数、それから児童生徒数を記載させていただいたものでございます。

次に、8ページでございます。

人口統計調査、これは平成25年から平成29年の数字を上げさせていただいておりまして、各年12月31日現在の地区別の人口を示しております。平成29年で見ますと、12月31日現在、31万2163人というふうになっております。

私からの説明は以上でございます。

○ 酒井人権センター所長

人権センター、酒井です。よろしく申し上げます。

引き続きまして、同資料の9ページをごらんください。

早川委員からご請求をいただきました人権啓発リーダー養成事業の取り組みの内容として、よっかいち人権大学あすてっぷと、よっかいち人権大学ステップアップ講座の過去3年間の内容やテーマなどを整理した資料でございます。

この人権啓発リーダー養成事業は、地域における人権教育、啓発活動を推進する担い手

となる人権リーダー及び推進役の発掘と養成を目的としています。

具体的には、よっかいち人権大学あすてっぷ及びよっかいち人権大学ステップアップ講座を通じて人権に関する専門的な知識を深めるとともに、人権リーダーとしての資質の向上を図ろうとするものです。

人権大学あすてっぷは、開講式と修了式を含めて年間8回の講座を開催しています。内容については、講演会やワークショップ、それからフィールドワークが主なもので、一定の回数の講座を受講された方を修了生として認定しています。

また、人権大学ステップアップ講座は、あすてっぷ同様、講演会やフィールドワークを中心に年間4回の開催ですが、基本的にはあすてっぷなどの受講経験者を対象として、さらに学習を深めたい方を意識した内容としています。

資料の右端の欄に、各講座ごとのテーマを記載しています。人権センターといたしましては、これまでの受講生からのアンケートなども踏まえながら、皆さんのニーズに的確に応えられるよう、また、なるべくテーマに偏りが無いよう、さまざまな人権課題がバランスよく学習でき、理解を深められるような企画にしていきたいと考えています。

なお、それぞれの開催場所についてですが、あすてっぷの開講式は主に文化会館の第1ホール、修了式は第2ホールで、その他の講座は総合会館の研修室などを利用しています。

なお、公開講座などで多くの参加者が見込まれる講座は、総合会館8階の視聴覚室を会場とすることもあります。また、ステップアップ講座につきましては、主に総合会館の研修室を使用し、フィールドワークについては、それぞれバスを借り上げ、現地に出かけています。

本事業の平成30年度当初予算といたしましては、講師報奨金や会場使用料のほか、映画の上映のための委託料、また、案内チラシの印刷費などを経費として、今年度と同額の172万8000円を上程しているところです。よろしくご審議をお願いいたします。

説明は以上です。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございました。

追加資料の説明はお聞き及びのとおりでございます。

それでは、また順番に一つずつ、昨日のようにやっていきましょかね。

じゃ、4ページの最初の窓口支援システム保守運用経費について、笹岡委員からの質問

です。

○ 笹岡秀太郎委員

じゃ、よろしくお願いします。

わかりやすくまとめていただいておりますが、基本的にこれを出されても、各市町でシステムやら運用が違うということは比較対象にはならんというふうに思ってしまうんやわね。例えば、同じシステムを使っている町が全国のどこかにあるんだらうから、そういうところとの比較とか、そういうところを出してくればよかったかなという思いがするんですが。それと、A市、B市、C市と書いてあるけど、これ、名前を伏せなあかん理由は特に何にもないのかなと思うんですけど。例えば、A市というと津ですか。

○ 江崎 I T 推進課長

これ、問い合わせをしたときに、各市の公表を控えるようにというようにことで依頼を受けまして、申しわけないんですけど、お名前はお出しできなかったのも、済みません。

○ 笹岡秀太郎委員

じゃ、しょうがないわな。

基本的に、これ、比較のしょうがない資料になってしまうので、この表で語ることは難しいけれども、見ておるとやっぱりあれやね、市町によって全然違うのでよくわからんけれども、例えばその他の部門でいうと、全てのところ、パッケージでやっておるところもあるし、四日市はパッケージじゃなくて別になっておるわね、これ。データ利用料とかシステム利用料などはここではどういうふうに見ればいいの。そういう見方は、どこでもあるんやろう。

○ 江崎 I T 推進課長

I T 推進課、江崎でございます。

その他の部分につきましては、笹岡委員おっしゃっていただきましたように、ほかのところはデータセンターを利用しているところが多うございます。本市の場合は、本市と、それからE市なんかもそうなんですけれども、自分の庁舎内にシステムでありますコンピューターの機械を置きまして運用しているというところで、その辺の費用の構成が変わっ

てきているということでございます。

ただ、ここにもちょっと書かせてはいただいているんですけども、そのデータ利用料というのはなかなかいろんな契約の仕方があって、各市ちょっと違うといえますか、なかなか比較の難しい部分もございますけれども、システム全体につきまして申しますと、ちょっと笹岡委員がご心配されておりましたけれども、大体同じようなシステムを使っているということで、例えば三重県の中でも、四日市のほか、A、B、Cの市につきましては、本当に同じようなベンダー、同じようなシステムで、ただ形態が、市役所の中にコンピューターが置いてあるのか、あるいは違う施設、違う会社にデータセンターを置いて、その通信を利用しているか、そういう違いはあるということをご理解いただきたいかと思えます。

○ 笹岡秀太郎委員

わかりました。

この一番下の文に、標準パッケージシステムの導入などによりシステム運用経費のさらなる見直しを検証していくということは、まだまだこれは見直しの余地はあるというふうに理解してよろしいの。

○ 江崎 I T 推進課長

I T 推進課長、江崎でございます。

おっしゃるとおり、標準パッケージということを検討していくということで現在考えておきまして、四日市はどういうやり方をしているかのご説明申し上げますと、パッケージは入れているんですけども、それをそのまま使うというのではなくて、よくカスタマイズというような言い方をするんですが、市の事務に応じたように、いろんな今までやってきたやり方がございまして、市の事務改善は、本当に四日市、よくやっていただいておりますので、それに合わせてシステムを改修してきたという経緯がございまして、非常に複雑化している面もございます。法改正と、それから事務改善のための改修ということで、二つ合わせて非常に複雑化してきて、次の改修をかけるにしても、全て見てから、部分的ではなくて全体を見ながらやっていかなければならないというちょっと難しい面も出ておりますので、これを、標準パッケージを導入することによりまして、なるべく改修もかけずに標準パッケージとすることによりまして、事務をやっていくことによって、例え

ば法改正とかがあっても、市のほうから仕様を考えて出していくという必要はなくて、標準ということですので、全国一斉に法改正、法解釈をした改修がベンダーのほう、ソフトウェア会社のほうでできるという、そういうふうな利点がございまして、ここに書いてございます標準パッケージシステムの導入を考えていくと、そういうふうに思っております。

○ 笹岡秀太郎委員

わかりました。

それから、元号改正に対する対応ですけど、これも全国的に同じような流れになってくると思うんだけど、ここではこのシステムの元号改正について、例えば具体的にもう準備に入るということで理解してよろしいか。

○ 江崎 I T 推進課長

I T 推進課、江崎でございます。

ご心配していただいているとおり、元号改正というのが今後大きな一つの改正課題というふうになってきておりまして、今回の当初予算におきましても、行政内部のシステムを初めとしまして、いろんな住民情報のシステム、いろいろございます。これら全てを今後改修していくということで、その準備、どういう内容になるかも含めて情報収集しながら今進めているところでございまして、実際、平成30年度から改修作業に入ろうかと考えております。

○ 笹岡秀太郎委員

よく早川さんが、これ、ずっと心配してもらっておるもので、元号改正に伴うので大きい。これは、元号は、当然公文書は和暦でやるわけやな。西暦は使えやんのやな、基本的には、通例として。

○ 江崎 I T 推進課長

その辺は総務課のほうといろいろ相談しながら進めていくところでございますが、現在、元号を取り入れておりますので、同じような方法を今のところは考えております。

○ 笹岡秀太郎委員

了解しました。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

○ 笹岡秀太郎委員

はい。

○ 村山繁生委員長

他の委員さん。

○ 早川新平委員

今、笹岡委員が元号のことで質問をされましたけれども、実質には、例えば債務負担行為とかのところで平成35年度とか、そういうのは、現実には多分99.9%ないのであれば、それは西暦でやらないかんと違うかということをおし申し上げたと思うんですけども、今、各部局で連携をとりながらと、きのうもちょっと政策推進部でも言わせてもらったんですけど、そのところは例えば、平成34年度なんていうのはないので、そこはちょっとおかしいんじゃないかということをおし笹岡委員は質問していただいたと思うんですけども、僕はそっちのほうなんですけど、例えばこういう文書で、公文書には当然無理なんだろうけど、こういう資料とかそういうものにもやっぱり明記をきちんと、西暦なら西暦でしたらええのと違うのかということをおし思うんですけど、どうなのかな。

○ 村山繁生委員長

その辺は、きのうも早川委員からありましたけれども、これから庁内で一遍検討することでしたけど、部長、そのあたりはどうですか、元号と西暦は。

○ 辻総務部長

まず、平成30年度分を整理させていただきますと、平成30年度予算については、実はもう今年度から、システム上、元号が影響する部分というのは各課任せではなくて、こういうシステム上のものは洗い出して、そのための必要なものというのをもう準備してござい

ます。

ただし、このシステムに乗らない部分がございますので、そのあたりは並行して今後詰めていかないといけないかなというふうに思っております。これがまず、そのために今回、一定部分予算をお願いしているところがございます。あるいは予算に乗らない部分でワープロ打ちだとか、そのあたりは徹底していこうと思っております。

あと、今、平成35年度だとかというお話がありました。これは法とか規則で決まっておるものではございませんけれども、今、これを比較するのにわかりやすいということで、通常例えば総合計画も平成三十何年度、何年から何年ということで、よくお断りしていますのは、平成で申せば平成35年ですというような、あくまでもわかりいただきやすくするためのほうがよりベターかなということでご理解賜ればというふうに思っております。

以上でございます。

○ 村山繁生委員長

早川委員、それでよろしいですか。

○ 早川新平委員

思いやりのある言葉でありありがとうございます。了解いたしました。

○ 村山繁生委員長

窓口支援システムのことで、他の委員さん、何かありましたら。よろしいですか。

じゃ、次、5ページの行政サービスのIT化事業における市民への情報提供などについて、これは早川委員ですね。

○ 早川新平委員

ありがとうございました。

私が、資料なり双方向のというところで、実は昨年10月やったかな、市民の方が、この部署ではないと思う、多分健康福祉部のほうやと思うけど、年金なんかで、75歳、後期高齢者のところで、先に落ちていっておると、引き落としがあると。何で引き落としがあるのかという、そういう情報がなかったの、ここにも書いていただいているように、

マイナンバーが登録されているんやったら個人情報というのは全部行政が持っているのと違うのかと。それでわかることを、カードじゃなしにマイナンバーがあるので、個人の情報というのは全てわかるので、そこを、何の事前連絡もなしに2カ月ぐらい前から介護保険か何か、それがもう引き落としされておるでということで、何でこんなのが引き落としされておるのやろうという、そのご本人のことがあったので、情報のやりとり。

それから、もう一つは、いろんなところで、特に職員の皆さんというのは、これがもう使えるという前提でお話しされているんだけど、やはり高齢になる方においては使えない人が非常に多いので、やっぱりその意思の疎通を図るためにも、びしっとしたペーパーなりというところが必要じゃないのかなと。やはりそのところで行政側がこういうことがありますよと、ペーパーでも全て情報はいっていますよと。だけど、そこから返ってくるころ、ネットで予約できますよとか、そういったことも、使えない人にはまるっきり情報がないのと一緒で、そのところの情報、意思交換というところかな、それはどうなっているのかということで資料請求させていただいたんですけども、こういうふうに書いてあるところで、例えば3番のところアンダーラインを引いてもらっている、公共施設ではインターネットを利用してあき状況の確認や仮予約ができるシステムということで、ここだけが特化されてやっていますよじゃなしに、それが利用できない人、そういったところのきめ細かいサービスが要るんじゃないのかなというところでお伺いをした、その2点だけやったんですよ。

だから、これは総務部で言うところではないかもわからんけれども、発端は健康福祉部の部分で先に引き落としされていたと、何でこれが引き落としされているんやと、誕生日が来る前ということでお怒りをいただいたので、そのところで、もし、どういう状況でこういう結果になったのか、わかったところだけでいいです、総務部ではないのでね。部局別でそういう引き落としが現実にあったと。それが情報が何もなかったのかということで、けげんに思われたというのが一番大きな、僕が資料を欲しいなと言ったところですけども。総務部としての観点でいいですから、お伺いしたいです。

○ 村山繁生委員長

どなたが答えていただけますか。

○ 辻総務部長

ちょっと意図に沿わない資料だったかもしれません。申しわけございません。

私ども、まずシステム上のことを資料として双方向のものをご用意しましたが、早川委員おっしゃっていただいていますのは、より根本的な、市民目線であるとか、利用をしていただけない方という視点であろうかと思えます。その点について、具体的に、年金の引き落としがどうかというのは、私、申しわけございませんが、情報を持ってございませんけれども、私どもの立場で申し上げますと、例えば職員研修でありますとか、このシステムでも、いかにそのあたりをチェックできるように支援するかという視点も、システム上もあろうかと思えますけれども、より重要なのは、これはすぐ100%にならないかもわかりませんが、繰り返し、やはり私どもの市の職員の仕事というのは、市民のためというのは根本ですので、そういう視点を持っていかないといけない、職員・人材育成もしていかないといけないという思いで今早川委員のご発言をお聞きしておりましたし、受けとめもさせていただいてございました。

お答えになっていないかもわかりませんが、以上でございます。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

具体的な事象のことは総務部ではないので、それ以上のことは答弁を求めませんけれども、そういったきめ細やかな市民サービス、皆さんは全部使えるので、ネットで全部やれますよということなんだけれども、使えない方が非常にやっぱり多い、そこを常に念頭に置いておいていただければきめ細かな市民サービスができると思うので、よろしく願いをいたします。

以上です。ありがとうございました。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございました。

どなたか、他の委員の方々、この項目で質問があれば。

○ 中川雅晶委員

マイナンバーは、これ、基本的には所管というのは市民文化部が主にやっているんですか。

○ 江崎 I T 推進課長

I T 推進課長、江崎でございます。

マイナンバーを進めていくに当たって、事務局というのをつくらせていただいております。マイナンバーを進めていく中でいろんな課が影響してきます。そういうのを、システムがほとんど影響してくることになるということで I T 推進課にそういう事務局を置いているわけなんですけれども、全体をどこまで見れるかという難しい面はあるわけなんですけれども、マイナンバーのいろんな情報、そういう専用のポータルがございますので——デジタル P M O という名前なんですけれども——そういうのに入っていったときに各課へお伝えするとか、あるいは一つの課だけで進めていくことができないようなことを、I T 推進課の事務局が中心になって、各課全部に同じようなことをやってもらうとか、そういうような進め方をしておりまして、各業務、個別の業務、例えば市民課がマイナンバーカードを発行するとか、そのあたりは各課の専門の仕事になってくるわけなんですけれども、常にその辺の状況も把握して、全体のマイナンバーシステム、マイナンバー行政の中で把握しながらほかへも生かしていく必要もございますので、そういう情報は適宜事務局のほうへ伝えてもらうというか、こちらから聞くこともあるんですけれども、その辺はいろいろやりとりしながら、コンビニ交付の件についてもそうなんですけれども、市民課と事務局であります I T 推進課とが常にやりとりをしながら進めております。それはほかの部署も同じでございます。福祉に関することでもありますとか、税に関すること、いろいろマイナンバーが関係してきておりますので、その辺も、事務局の中で対応すべきことはやっていかなければいけないということで、全体を見ながら一応進めているということでございます。

○ 中川雅晶委員

ということは、マイナンバーの活用については、やっぱり総務部のほうが立案であったりとか、情報収集したりとか、また、こういう活用方法をしていこうとかという方針とかというのは立てていくということで理解していいんですかね。

○ 辻総務部長

まず、シンプルに整理させていただきますと、マイナンバーカードの市民へのご案内で

あるとか、発行の手続、また、そのカードに係るコンビニ交付という話がありましたが、それらについては市民文化部のほうで担当しております。ただ、マイナンバー自体は法律で決まっているところがありますけど、今後、マイナンバーカードの利用についてはいろいろな提案もされています。それが、それぞれの課がかなり横断的に関係しますので、先ほど申しましたような一種のプロジェクトみたいなのを組んでおります。それをIT推進課で事務局を持ってございます。

例えば、以前、本会議でもありましたけれども、図書カードで使ったらどうかというのは、当然それは教育委員会で考えるんですが、ただ、事務局としても、他市にはこういう情報がありますよであるとか、システムのこういうことができますよだとか、じゃ、ほかの部局と同じ連携ができないかというので横断的なプロジェクトを持っておる、その事務局をIT推進課で持つておる、そういう整理でございます。

ですから、今、市民文化部のほうで広報よっかいちに載せておるといいますのは、カードの発行というか、前面に立っておるのは市民文化部ですが、中身、システムはそれぞれ統一的にやっております。

○ 中川雅晶委員

何となく推進のスキームみたいなのはよくわかりましたけど、となったら、やっぱりこれ、マイナンバーカードを今後どうしていくのか、全国で見て、まだカードの発行率って10%未満の、どこもドングリの背比べ、低いところの背比べの状態、懸念される安全性の問題とかというところも確かにゼロじゃないのはよくわかるんですけど、やっぱりこれは活用していかなければならないのかなというふうに私自身は考えておりますし、それをどれだけ活用していくかということ、やっぱりぜひそういう方針とかいうのを立てていただかなければならないのかなというふうに思います。

これで、国民の総背番号制みたいなことを言われる方もおられるし、安全性を危惧される方もおられるし、今まで所得はフローだけの把握やったのをストックまでされるのではないかなというのものもあるかもしれないですが、それはそっちの問題としてはそっちの問題で、別の問題としての課題はあるのかもしれない。議論をしていかなきゃいけない部分はあるかもしれないですけど、自治体としては、このシステム、住基ネットとは違って、やっぱり国のシステムですので、これをそんなに、住基ネットほどの危なさであったりとか自由度というのはいないわけで、逆に言ったら、これを活用していかなければならないのか

などと思うと、その活用の幅というのをどんどんしていかなきゃならないかなと思いますし、いろいろニュースを見れば、本当に、今、デマンド交通の実証実験をされていますけど、デマンド交通なんかにもマイナンバーというのを活用されている自治体があったりとかというのがありますし、先ほどの福祉においても、今、特に介護保険の現場なんていうのは本当にそういうIT化というのはおくれていて、物すごく仕事の負担というか、そういうことの負担が物すごく高い。これは例えば、マイナンバーで個人の情報がぱっとケアプランなんかの作成に当たって入れば大分軽減されたりするのがありますし、土地の問題とかにおいても、誰の相続でとか、今孤立化しているとか、単身世帯がふえていく中で、そういう相続であったりとか親族関係であったりとかということも把握をしていくということも一つの使い方として、やっぱり今後ますます活用していかなければならないので、そういうふうにシフトをする自治体なのか……。旧態依然としての流れのままで仕事をしているところであれば、差というのはどんどん出てくる可能性があるんで、本市としてもぜひそういう、せっかくプロジェクトチームで事務局を総務部で、IT推進課に置いておられるのであれば、そういう全庁的な活用の方策であったりとか、可能性であったりとか、検証であったりとか、どんどん、それぞれの直接携わっている部局とその辺の検討というのを進めていただくように踏み込んでいただきたいなと私は思うんですが、所感のほうだけをお伺いさせていただきます。

○ 江崎IT推進課長

委員のほうからマイナンバーの活用をもっと進めていくようにということで、マイナンバーなり、あるいはマイナンバーカード、非常に私どもも常々どうしていけばいいのかと悩みながら、本当に情報も収集しながら対応しているところではあるんですけども、まだまだマイナンバーカード、ご存じのように全国で10%、本市ではもう少し低いんですけども、そういうふうな状況の中で、市民の方がマイナンバーカードをつくって何に使えるのという疑問を持たれる方がまだまだ非常に多いということは、原因の一つは中川委員がご心配していただいていますように、活用方法がまだまだ少ないということで、その辺、市として対応していかなければならないということは重々承知しておるところでございます。

今、その辺のあたり、国も非常にいろいろ考えておりました、いろんな身動きのとりやすい、比較的人口規模の小さい町とか市で実証実験という形で、例えば買い物をすればマ

イナンバーカードを使ってポイントをつけていくとか、図書館で広域的に図書館カードとしていろんな図書館で使えるようにしていくとか、いろんな実証実験みたいなものを作って、どう使っていけば一番マイナンバーが活用できるのか、そういうふうなこともしておりますので、その辺の結果を見ながら、取り入れていけばいいものは取り入れていくというような検討をしていきたいなと思っております。

あと、マイナンバーカードにつきまして、部長もいつもおっしゃっていただくんですけども、マイナンバーという制度とマイナンバーカードを利用するというのはちょっと別のところがございます、マイナンバーは法律のほうで使い道がはっきり決まっています。福祉でありますとか、税でありますとか、決まっております、何にでも使えるというものではないんですけれども、委員もおっしゃっていただいたように、マイナンバーカードを使うことによっていろんな活用方法は出てまいりますので、その辺を、今後、例えば保険、医療の関係、保険証としても使えるようにするとか、あるいは国の官庁のほうでは身分証明書としてマイナンバーカードを使っているとか、そういうふうなこともいろいろ参考にしながら、ぜひとも、どういうふうに活用していけばいいかということを検討していきたいなとは考えておりますので、もう少し時間をいただくというか、そんなにいつまでも待っているわけには、置いておくわけにはいかないんですけれども、どういうふうなことをしていけばいいかというのは考えていきたいと思っております。

○ 中川雅晶委員

フォーマルのサービスと、それからインフォーマルのサービス、つないでいくかというところの選択はありますが、僕はまずはフォーマルのところの使い勝手をよくすることが先行するのかなと思っておりますので、そのことが市民にとっては一番メリットがあって、確かにポイントカードをインフォーマルとつないで、いろんなポイントカードとかということもあるかもしれないですけど、そこというよりも、やっぱりフォーマルのところを充実していく、災害があったときに、例えば医療情報とか介護情報とか、特に薬とかがちゃんと、個人のところでどういう薬を飲んでいるかというのが把握できれば、本当にこの方はどういう病気を持っておられてどんな薬を飲んでいたかというのが、なかなか大規模震災のときとかというのは困っておられるというのはあるので、こういうところは物すごく活用できたりとか、罹災証明書なんかもすぐに発行できたりとかといろいろ部分があるので、やっぱりフォーマルの部分をまず基軸において、どこを充実していくかということと、

それから、マイナンバーカードも、今のカードをこうしてくださいというやり方で理解して、面倒くさがらず最後までいくというのは結構大変かなと。私はカードを発行したんですけど、結構面倒くさいなと思いつつ、これ、例えば僕の80歳を超えている父親とか母親にこれをせいと言ってもなかなか難しいのかなと思う現実があるので、その辺の工夫も必要やと思いますが、特にそういうフォーマルの活用策というのをぜひ、予算をつけてでも方針を決定して進めていただくようお願いしたいと思います。今すぐというわけにはなかなかいかないかもしれませんが、ぜひその辺に進んでいく、活用も年々進んでいくということをぜひ見せていただきますようお願いをしておきます。

以上です。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

他の委員の方、この項目でよろしいですか。

では、次、6ページから8ページ、工業統計調査、学校基本調査及び人口統計調査、これは森委員ですか。質問はありますか。

○ 森 康哲委員

資料を用意していただいてありがとうございます。

工業統計調査の表を見ると、事業所数は減っているけど従業員数はふえている、出荷額もふえているというのが読み取れますので、高額な製品が四日市で製造されているのが読み取れるなというのを感じました。

それと、学校基本調査と、その次の人口統計調査なんですけれども、学校のやつを見ると、児童数は減っていて、学級数も減っていて、教員数だけふえているんですね。こういうのが読み取れます。

あと、地域によってもばらつきがあるのかな。人口統計調査を見ると、平成25年から平成29年を見ると、ふえているところもあったり減っているところもあったり、四日市市内でもそういうのは読み取れるんですけれども、人口統計調査をもとに推計というのを出されると思うんですけれども、何年先まで推計というのは出るものなんですかね。

○ 村山繁生委員長

人口調査ですか。

○ 森 康哲委員

はい。

○ 村山繁生委員長

人口ね。人口、何年先まで。

○ 江崎 I T 推進課長

I T 推進課長、江崎でございます。

I T 推進課のほうでは、資料をお出しさせていただいておりますように、人口の動態、増減、これを追っかけることによりまして、現在何人か、地区別とか男女別とか、いろんな年齢別とか、いろんな資料をつくっておるわけでございますけれども、将来人口の推計ということにつきましては、今は I T 推進課ではやっておりませんで、政策推進課のほうで、総合計画にあわせて、過去に人口推計をしておりますので、今後もまた総合計画の見直し、新しい総合計画をつくろうとしているかと思っておりますけれども、その辺の人口推計も I T 推進課のほうで出させていただいているデータをもとに推計していくというふうに理解しておりまして、I T 推進課のほうで何年まで出しているというようなことは今のところございませんので、ご理解いただきたいかと思っております。

○ 森 康哲委員

そうですか。I T 推進課のほうではデータを出しているだけで、それをもとに活用するのは他の部署であるということなんですね。

○ 江崎 I T 推進課長

森委員おっしゃるとおり、統計資料として I T 推進課のほうで確実なデータを作成しておるということで、その後の利用につきましては、我々の分析というのが必要な場合もあるかとは思っているんですけども、後の利用していくということにつきましては各課にお願いしていると、そういうふうな状況でございます。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

この項目で何か、どなたか、他の委員の方、ありますか。よろしいですね。

それでは、9ページの人権啓発リーダー養成事業について、早川委員です。

○ 早川新平委員

資料、ありがとうございました。

先日も私、いろんなレクチャーをしていただいて、特に部落差別の解消の推進に関する法律というのは、平成28年法律第109号で、その第3条の第2項で、地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとするというふうにあるので、自治体としてはこの項でやらなければならないというふうに私は教えてもらったので、それはそれで全然いいんです。よくわかって、自治体の責務としてやらなければならないというところはわかるんですが、先ほどの冒頭の挨拶、お話の中で、ステップアップで学習を深めたい人とか、その学習を深めたいという意味が、私、ちょっとわからない。そこを逆に教えていただきたいというのが非常にあるんだけど。さっき説明していただいたところで、学習を深めたい人のステップアップという意味でお願いできますか。

○ 酒井人権センター所長

人権センター、酒井です。

説明の中でお話しさせていただきましたように、学習を深めたい、もともとこのあすてつぷ、ステップアップの講座につきましては、地域における人権リーダーの育成といいま

すか、そういう意味合いもございまして、なかなか、基本的なところを学習していただいて、それだけで地域に入っていくというのも難しいところがあるかと思えます。

これ、始めてもう大分になるんですけども、恐らく当時そのような声もいただきながら、年間8回を通してということではなくて、もう少しテーマを絞って、数回の中で少しレベルアップしたような内容でということのニーズを受けて、ステップアップというようなことで講座を企画してきたというのが実態でございます。

以上です。

○ 早川新平委員

この表、いただいたところに、よっかいち人権大学あすてっぷで、例えば高齢者、LGBT、ひきこもり、障害者、見た目問題、公害、部落問題、こういうふうな各テーマでやっていたっていて、それをステップアップしたいという意味でよろしいんですか。

○ 酒井人権センター所長

これも説明の中でありましたように、やはりバランスよく人権感覚というのを学習していただいて、身につけていただきたいという意図がございます。ただ、回数にも限りがありますので、この年度についてはこのテーマというふうな絞った形での企画になることもありますけれども、思いとしては、人権課題を幅広く学んでいただきたいというものがございます。

以上です。

○ 早川新平委員

これ、多分エンドレスの問題になると思うんですけども、今の市民権で、マスコミとかいろんな日常の生活の中で、垣根というのは意外と僕は下がってきたと思っておるし、それから、市民権は逆に得ていると思っています。例えば、障害者を差別するというのは、健常者のほうからはそんな気は全くない人がほとんどやと私は思っているし、その部分で、各テーマで七つ、八つあったときに、そこだけを特化してあえてやらんでもいいんじゃないかという意味でお話をさせてもらったんですけども、あえてここで、基本問題をやるのならいいんですけども、テーマをぼっぼっぼって出すと、あっ、こういうことがあるんだという意味のところで、僕はちょっとそぐわんのじゃないかなという意味で、何かあ

れば資料を下さいということをお願いしたので、法律の中で、地方自治体は施策を講じなければならぬという明記が、これは平成28年の法律なので、_____

_____何のリーダーなんやろうなというところが非常にわかりにくいところがあったので資料をいただきました。

以上です。もう結構です。答弁は要りません。

○ 中川雅晶委員

僕は少し早川委員とは違う意見ですけれども、やっぱりこれは常にやっていかなきゃいけないという、無知からくる、自分は意識していないけれども、それは人権侵害をしていることだってありますし、これは常にちゃんと確認していくということが大切なので、これは毎年毎年やっていただくことに物すごい意味があると思いますし、このテーマを見ても、高齢者からLGBT、ひきこもり、障害者、見た目の問題、公害、部落問題、ひきこもりと多岐にわたって、今、社会の中で大切な部分というのもテーマの中にしっかりと入れ込んでいただいているので、僕はこれは意味のある取り組みかなと思っていますし、実際にそういう人権侵害をされた相談とかというのも多分ゼロではなくてあるので、そういうことをなくしていくという取り組みと、それから、リーダーを養成していくということは、そういった人権感覚を持った市民の方を徐々に徐々に広げていくという活動というのは非常に、効果とか手間とかというところを見ると本当にしんどい作業かもしれないですけど、やっぱりこれの手を抜くということはあってはならないというか、これを一つ一つやっていくということに非常に意義があるので、ぜひ引き続きやっていただきたいなというふうに思いますし、今テーマに入れていただいているLGBTなんていうのも、やっぱり本当に今、大切なテーマで、なかなか私たちの世代以上には感覚として、何かなかなか想像も難しい問題ではあるんですけど、だからこそ、やっぱりこういうところを大切に、時代に適応した人権感覚をお互いに磨き合っていくということは大切ですし、やっぱり四日市が都市宣言をされているということも含めて、こういう取り組みをぜひ深化させていただきたいと思いますし、なおかつ拡充というか広げていただく取り組みをぜひさせていただきたいなと思うので、一言所感だけ、意気込みというか、平成30年度に向けて。

○ 辻総務部長

もちろん、法律をご紹介いただきましたが、少しまずこの辺から入らせていただきますと、まずもって、この第1条が大事な事かなと私は認識しているんですけども、現在も部落差別が現存しておるのよというのまもず押さえられております。これは憲法に照らして許されない、その上で責務が訴えられているのかなというふうに、私はそういうふうに理解しております。もちろん、同じ平成28年の4月には、いわゆる障害者差別解消法も同じような意味で受け取ってございます。

ここでいつもジレンマというか、これは早川委員もご指摘ですが、人権の学習をする場合に、広がりとお深まりという部分がございまして。いかに輪を広げていくかという部分も大事ですし、よりそれを深めていく、それを一気にしてしまうと、また混乱する場合、これは私が混乱しているだけかも知れませんが、そこはちゃんとしていかないといけないなというふうに思っております。

いずれにしても、中川委員のお話のとおり、常に自分が当事者になった場合にそういう差別が出てくるというのが一番厳しい事態が起こる可能性がございまして、常に確認をして、自問自答してというのを少なくともここで挙げておりますし、施策の中でも常に点検、確認しながら進めていかなければいけない、そういうふうな自覚で、今後ともより一層取り組みを強めたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

よろしいですかね。他の委員の方々、よろしいですか。

○ 太田紀子委員

済みません、そもそもなんですけど、これ、参加人数を書いていたいてあるんですけども、もともと何人ぐらいを集めるという目標で、それで、これが人権啓発リーダーという部分になっているんですけども、本当にその人たちが、ただ個人的に興味を持ったから見に行きましたよ、講演を聞きに来ましたよというものになっているのか、それともその人らがみずからそういうところで、リーダー養成ということで、先頭ではないけど、役に立っているのかというところどうなのかなと思ったり、私の周りにもいろいろLGBTだったり、そういう外国人の問題であったりという、地域によってかなりそれは格差という

か差があると思うんですけれども、そういう取り組みになっているんでしょうか。だから、これが例えば100人募集して何十人だったよという、成功とかそういうのはあるのかなのかという、そこもやはり難しい問題があるかと思うんですけれども、その辺、どのように分析してみえるのかなという思いがあるもので、もし聞かせていただける部分がありましたら。

○ 酒井人権センター所長

人権センター、酒井です。

まず定員についてでございますが、人権大学あすてっぷにつきましては、80名を置いています。それから、ステップアップ講座につきましては、そのときにもよるんですけれども、20名から30名ぐらいの定員で置いています。

これで、説明のとおり、もともとリーダーを養成ということなんですが、修了生の方を対象にはしておるんですけれども、登録の仕組みもございまして、修了生の方に、ご了解をいただけた方には限るんですが、人権センターのほうで名簿をお預かりします。それにつきましては、地域から、例えばこういうイベント、取り組みがあるので、ここへアドバイスできる方がみえないとか、そういったときがあればマッチングをしたりとか、そういう仕組みもございまして、受講の際にはそもそもの事業の趣旨を説明して受講していただくということを基本としています。

確かに今言われるように、興味でというところもあるかもわかりません。そこは仮に興味きっかけであっても、広がっていけば意味のあることなのかなというふうに考えておりますので、引き続き取り組んでいきたいというふうに考えています。

以上です。

○ 太田紀子委員

確かに興味を持っていただくことは大切ですし、地域の問題に特化して、どうしてもこの問題で勉強したいというか、そういうのも大切と思うんですけど、ぜひともやはり、こういうところでリーダーとして養成していただくんだったら、先ほど言ってみえるように、広く深くというか、広げていってもらうように。いろんな部分で格差のない世の中って大切ですし、ある部分では、早川委員が言われるように、余り今の人は感じていない人も多いんじゃないかというあれもありますし、本当に地域地域によって問題はさまざまですの

で、このこと以外は、ほかは何にも思わないんやけど、このことに特化してすごくいろんなところで意識を強く持ってみえる方もみえるもので、ぜひとも幅広くやはりこういうテーマを扱って、今後とも続けていただきますようお願いをしますということで終わります。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

○ 中川雅晶委員

第3次推進計画を見せていただくと、人権教育・啓発推進事業というところで、平成31年度に市民人権意識調査を実施されるんですね。ここだけ少し予算額がその分上がっているという部分で確認させていただいた。であるならば、平成30年度の取り組みというのは、これに向けてどういうことをしていくかというのは、先ほど言った各地区の人権・同和教育推進協議会への支援とかというところの部分も平成30年度の取り組みというのは非常に重要なのかなと思うので、ぜひそういう平成31年度の、せっかくの意識調査に向けての平成30年度の取り組みというのを少し意識した取り組みと、それから各地区の取り組みというのも一度精査をしていただいて、今後深化をしたりとか広がるためにはどういうことをしていかなきゃならないのかということとはぜひ少し検証していただくという機会も必要なのかなというふうに思いますし、これ、本当に、私も実は京都出身なので、部落問題とかというのは本当に他人事の話ではなくて、僕自身の話でもあったので、やっぱりこれはしっかりと、なぜそういうことが生まれたのかという、なぜそういうことが起こってしまったのかというのを歴史的にずっと検証というか勉強すれば、いかにこれがばかげた差別であるかというのは認識はできますので。だから、やっぱり知ることがいかに大切かというのは私の中にもありますので。さらにそれだけではなくて、さまざまな人権侵害とかということがあれば、それを知っていくということで、人権感覚を個人ないしはこの地域の中で磨いていくという作業をぜひ深めていただきますようお願いしておきます。

以上です。

○ 村山繁生委員長

意見として承ります。

他によろしいでしょうか。

じゃ、追加資料の質疑は終結いたしますが、追加資料以外の総務部関係の当初予算で質問のある方。ありますよね。

じゃ、1時間を過ぎておりますので、暫時休憩いたします。20分再開でお願いいたします。

11：07 休憩

11：20 再開

○ 村山繁生委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、当初予算のほうで質疑がある方はどうぞ。森委員でしたね。当初予算のほうで。

○ 森 康哲委員

入札制度と工事検査のところなんですけれども、決算でも議論させていただいたように、工事検査のあり方、これは疑問があって指摘したんですけれども、それが来年度予算にどういうふうに反映されているのか、少し説明していただければと思います。

○ 稲垣検査室長

検査室長の稲垣です。

今、委員のほうからは、工事検査での対応について、予算でどのように反映されておるかというご質問をいただきました。前回ご指摘いただきました、いわゆる評価基準というところでのご議論があったかと思われませんが、評価基準につきましては、一応私ども、今の評価基準につきましても、直営の対応でもって検討するということとしておりますので、特に予算には反映はさせていません。

ただ、ご指摘いただいた点も踏まえまして、評価についてどういう形がいいのかという検討は、室内あるいは他課の意見も聞きながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○ 森 康哲委員

前回の話を少ししますと、河川の護岸工事の際に、台風で警報が出ている工事現場があって、その安全管理がどうなのかというのをお聞きしたと思うんです。実際に護岸が崩れて、そのときに現場管理者がいなかった、そして、その現場管理者との連絡が3時間とれなかったと。それに対する評価が83点やったかな、安全管理がどうなのという疑問符がついていながらかなり高評価がついていたと。これが、透明性が求められるにもかかわらずなかなか中身まで踏み込めなかった。であるなら、きちっとした評価をしてもらうようお願いするというふうに、最後、決算の場ではお願いしたと思うんですけれども、今の答弁では少し物足りないと思うんですが、これでちゃんと今後進めていけるんですかね。それはちゃんと評価できるというふうに判断したと、そう捉えていいんですかね。

○ 村山繁生委員長

個別のことでお尋ねですか。今の個別のことです。

○ 森 康哲委員

いや、今後の工事検査の評価について。

○ 稲垣検査室長

検査室、稲垣です。

その工事の案件についての評価につきましては、常に適正に評価をさせていただきます。前回ご指摘いただきました工事につきましても、その部分は当然評価が下がった段階で数字を出させていただきます。その結果として、当該工事としてはあの点が出たということでございます。

以上です。

○ 森 康哲委員

だから、安全管理の評価自体が、あのときはちょっと低いんじゃないかということも申し上げたと思うんですけれども、その辺の評価の点数の配置がえというのはなさらないと

ということなんですかね。安全管理は評価に値しないということなんですか。

○ 稲垣検査室長

今、安全管理のお話が上がっていますが、当然、この前もご説明させていただきましたとおり、安全管理の関係で評価項目がございます。それにつきましては、当然、何点とは申し上げられませんが、そういう状態になったということを踏まえた評価をさせていただいております。これにつきましては、今後もその評価をさせていただきたいというふうには考えております。

○ 森 康哲委員

人の命にかかわることなのではっきりさせたいんですけれども、警報が出ている現場での安全管理がずさんであることでどういう影響が出るか。死亡事故につながる可能性もあったわけですよ。仮の橋が、左岸も右岸も護岸が崩れて落ち込んでいたわけですよ。そこへ一般の方が渡れる状態であったと。誰も人がいないんですから、そこを危険区域として指定することもしていなかった。放置してあったわけですよ。それが評価にあらわれていないじゃないかという指摘なんですけれども、それをずっと続けるということは、今後もあり得るということですよ。それでは全然改善にならないじゃないですか。せつかく決算でそういう指摘をして、今後につなげてほしい、お願いしますと言ったにもかかわらず、今後も今までと同じ体制でいきますと。こんな予算、認められないですよ。

部長、いかがですか。

○ 辻総務部長

まず、検査室長がお答えさせていただきましたのは、予算に反映しているかどうかというお答えで、これ、実は人的な部分といいますか、それを外注して、幾らの評価をするという話ではないので、必ずしも反映していないというお話をまずさせていただいたと思います。

じゃ、どのようにしていくか。決算分科会的时候も私はここにおりましたのでよく覚えてございます。今、安全の項目がないかという、あります。ただ、その度合いについてどうかというのは、未来永劫、評価項目を変えないということで検査室長は申し上げたものではありませんので、これは、より、もちろん工事の出来形であるとか、品質であると

か、それも当然チェックをしないといけませんし、そのプロセスもチェックしないといけないと思っています。それがより適切なものかどうかは、常にみずから議論をして、検討をして、見直すべきは見直すというふうに思っております。ただ、1項目だけで白か黒かというのも、またそれも違った問題が出てまいります。

そのあたりのバランスも見ながら、あるいは県であるとか国の評価表も取り寄せて検討はしておりますけれども、その辺も踏まえて、より一番適正な評価項目で評価していくべきだというふうに思っております。

○ 森 康哲委員

予算ではないということなので踏み込みませんが、制度的にそういう前向きな改善をしていくという姿勢は大事だと思うんです。ですから、今後もいろいろ研究されて、よりよい評価ができるような制度を構築していただきたいと思います。

それとともに、入札制度にも反映していただきたいんです。どういう業者さんが適性であるかというのは、金額だけじゃなくて、いろいろな角度で評価はしていただいていると思うんですけれども、以前にもお願いした、例えば消防団員を確保していただいている事業所に対して入札のポイントを与えるとか、税制の優遇を与えるとか、そういうのはいかがですかという提案もしたことがあると思うんです。

そういういろいろな角度から評価ができる制度がやっぱり求められてくるのかなと思いますし、今まで評価されなかった部分というのも、今後、目は向けていく必要があると思うんですけれども、入札に関してはいかががお考えなんでしょうか。

○ 駒田調達契約課長

調達契約課長の駒田です。

入札制度についても、毎年よりよいものということで、改善のほうはしていておりますので、先ほど森委員の言われたことも念頭に置きながら、またよりよい制度になるように検討を進めてまいりたいと思います。

○ 森 康哲委員

ぜひ、入札制度は特にこれでいいというのはないと思うので、やはりそのときにあった制度を、四日市に一番適切であると思う制度を取り入れて、積極的にタイムリーな制度に

していただきたいと思います。

あと、災害時の協定に関しては、これは検査なんですかね。例えば、先ほど指摘した護岸が崩れたよと、その災害復旧をお願いするのは、これはどこからするんですかね。

○ 駒田調達契約課長

まず、災害協定については危機管理監のほうが一括して業者さんとの協定を結んでおりまして、発注については各担当課のほうから、災害協定を結んでいる業者さんから選定した形で発注のほうを行っておるという状況でございます。

○ 森 康哲委員

今現在では、入札のときの評価には全然何も影響はないと、そういう災害時の協定を結んでいる結んでいないというのは評価項目じゃないということなんですか。

○ 駒田調達契約課長

総合評価方式については、災害協定を結んでおる会社さんについては加点というものがございます。

○ 森 康哲委員

それは、協会と結ぶ場合と、事業所、個人、一者一者と結ぶ場合とあると思うんですけども、同じ点数なんですか。

○ 駒田調達契約課長

点数については、同じ点数でございます。

○ 森 康哲委員

その辺のすみ分けというのは評価にあらわれないんですかね。

○ 駒田調達契約課長

すみ分けといいますか、あくまで、どこと、四日市市と結んでおるというところで、平等な扱いをしておるというところでございます。

○ 森 康哲委員

各部署の判断に任せるということでよろしいんですか、その辺は。

○ 駒田調達契約課長

それは発注に関してというところ……。起こったときにですね。そうですね、それは各部署が対応できる業者さん、災害協定を結んでいる業者さんから聞き取っていただいて、即動けるような体制をとれるようなところ、近いところでありますとか、そういうのを加味して発注するというところでございます。

○ 森 康哲委員

そうすると、その場合は、緊急性を要する場合は、入札の手続をしないで直接発注ができるということなんですかね。

○ 駒田調達契約課長

発注のほうは、私どもで随意契約という形で緊急概算工事というので発注をさせていただきますが、選定については、担当課のほうで業者さんを選定していただいた形で私どもに持ってきていただくという形になります。

○ 森 康哲委員

そうすると、その判断というのは、原課のほうで判断した上で、金額だけをこちらで算定して随意契約すると。

○ 駒田調達契約課長

まず、概算の場合ですので、概算契約という形で、担当課のほうがあらかじめこの工事であれば大体1000万円ぐらいであろうということで、あらかじめの予算というか、概算金額を担当課のほうで入れてきますので、それで一旦契約させていただいて、最後終わった後に精算という形で、実際のやった工種であるとかを積み上げていただいて、それに関してまた精算という形で予定価格を出させていただいて、そこへ最後、札を入れていただくという形で変更契約をさせていただくという流れになります。

○ 土井数馬委員

今、働き方とか、残業とか、いろいろ問題になっておるわけなんですけれども、ここにあるところの健康相談室なんていうのは、僕は初めて聞いたんですけれども、なかなか職場での悩みの相談とかいうのはしづらいところがあるわけなんですけれども、これはどういところで相談を受けているんでしょうか。

○ 川口人事課長

人事課の川口でございます。

どういったところでといいますのは、場所とかそういうことで。

○ 土井数馬委員

まず場所を教えてください。どこでやっているのか。

○ 川口人事課長

基本的には、職員の方が、秘密にというところちょっと変ですけども、職場ですとかそういったところに知られずに相談ができるという体制をとりたいということで、場所については本庁舎の近隣でやってございますが、ここでというふうなことはお伝えしていないということでございますので、ご了承いただきたいと思います。

○ 土井数馬委員

それなら安心なんですけれども、ただ、極端な話、残業残業で心身ともに疲れてしまって自殺するというふうな話も多く聞くんですけれども、特にそういうふうな重い相談というのはたくさんあるんでしょうかね。年々ふえているとか、あるいは大体一定のものなのか、そのあたりと、あと、どういう、部署別にというのは余り関係ないと思いますけれども、その辺の今の状況を教えてください。

○ 川口人事課長

相談内容につきましても、基本的にはご本人と臨床心理士の双方のみの秘密の保持というところを重要視してございまして、全部の相談内容が例えば人事課に伝わるとか、そう

いったことはございませんので、全部をつかんでおるということではございませんが、臨床心理士さんのほうが気になった部分ですとか、ご本人の了解の上でということ人事課に伝わってくるという部分でお答えさせていただきますと、特別ふえているとかというような情報としては特につかんでいるものはございませんが、内容によりましては、やはり個人的なことであっても深刻なものもあるというようなことは聞いてございます。

○ 土井数馬委員

いろいろな状況と内容に適切に対応していただいているということだと思いますけれども、特に個人の問題ですのではなかなか難しいところではありますけれども、ここにもありますように、快適な職場環境の形成というのは非常に大事じゃないかな。だから、そういう悩みが起きないような環境をつくるというのは大事だと思うんですよ。この辺はどういうふうなことを心がけているのか教えてほしいなと思うんですけれども。

○ 川口人事課長

ご指摘いただいたところにつきましては、人事課といたしましても非常に重要で重い部分だというふうに認識してございまして、こころの健康相談だけでなく、これは全国的に始まっているものですが、昨年度からはストレスチェック等で、未然に職員自身が気づいて対応をとるというようなところも始まってございますし、当然、各所属長なり、例えば係長クラスにおきましても、そういう課員なり係員なりのふだんの状況からそういったところづくというところが大切になってくるというふうに考えてございまして、そういった部分でも、研修等も含めてきっちりとやっていきたいというふうに考えてございます。

○ 土井数馬委員

ありがとうございます。

やっぱり職場自体が楽しくないと仕事も快適にできないし、はかどらないし、また、休みたいなと思ったりすることもあるかと思っておりますので、特にやっぱり快適な職場環境づくりにこれからも励んでいただくようお願いをしておきます。

以上です。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

統一地方選挙の執行準備についてお伺いするんですが、この予算の中には啓発活動とか投票、要するに有権者の投票行動の分析みたいなものの予算は入っておるんですか。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会事務局、上村です。

今回、知事選挙、県議会議員選挙、市議会議員選挙の準備経費として上げさせていただきました。この中に、選挙の啓発、私ども臨時啓発と呼んでおりますが、その経費を若干含んでおります。

選挙の臨時啓発につきましては、通常、統一地方選挙の場合、12月に特例法が制定されて、それで日程が決まってまいりますので、その日程が決まってから啓発に取り組んでまいりますというふうに考えております。

また、投票行動の調査等につきましてはですがけれども、どのような方法で調査するかというのはまだはっきりしていないんですが、何らかの形は考えていきたいというふうには考えております。

○ 笹岡秀太郎委員

その姿勢がまさしく投票率の低下につながっておるのかなという気がするんですよね。やはり四日市市議会も努力せないかんけれども、しっかり努力しておるつもりだけれども、やはり年々減ってきておるよね。前回の数字がたしか48%だったかな。毎回選挙の数字を見ておると、どんどんどんどん下がってくるんだけれども、これ、どういうふうに投票率を上げていくかというあたりの工夫がないといかんのかなという気がするんですよね。この啓発も若干入っておるんじゃないかと、啓発をどんどん、一度、一遍思い切ってやっっていくという姿勢を示さんと歯どめは効かんと違うかなという気がするんだけど、部長、どう思いますか。

○ 辻総務部長

これ、執行が平成31年度になりますので、今回のこの予算の中にはというので若干という表現を次長が使ったということだけお許しいただきたいと思うんです。

この分析、やっていないかという、決してそうではございません。実は本日も、早朝からだったんですけど、選挙管理委員会を開いていただきました。その中で、きょう議決いただきましたのは、この分析の一つですけれども、18歳の選挙権、拡大された実態はつかんでおります。18歳、19歳、非常に、高くというか、絶対量は評価があるんですけども、20歳代と比べて約倍近くのポイントがあります。ただし、高いといっても、18歳と19歳と比較しますと、19歳が落ちます。そういうことで、きょうも一例ですけれども、そういうような実態を踏まえて、学生さんでこういう啓発活動のボランティアなんか積極的ににかかわっていただいている方が、今まであります。そういう方に、先ほど森委員から消防団の話がありましたけれども、そういう方々を何らかの形で感謝するなり表彰するなりという規定を設けて、ちょうどその方々が20歳代……。19歳も低いですし、20歳代につながるような、それで全て上がるかという、決してそうではないですが、そういうようなことを一つずつ地道に実は分析を踏まえてやってございます。

いずれにしても、北部分署ができて、期日前投票所も恐らく増設されます。投票環境もやはり大事だと思いますし、今、若年層の投票率が非常に低いので、先ほどご紹介させていただいたのは一例ですけれども、特に低い部分はなぜかというのをより一層分析して、一気に上がるかどうかというのは難しいかも知れませんが、少なくとも粘り強く、弱い部分を引き上げていきたい、そういうような姿勢でまいりたいと思いますし、また、これ、平成31年度の執行になりますので、その部分でもまた予算のご審議をお願いする場面が必ず出てこようかと思っておりますので、その節はぜひよろしくお願ひしたいと思いますし、それに向けて私どもも一生懸命努力をして勉強してまとめたい、そういうふうな意気込みでございます。

○ 笹岡秀太郎委員

ぜひしっかりと取り組んでいただいて、せめて50%台に回復するような目標をしっかりと一遍持っていただいて、どこかで一遍、やっぱり目標の数字も置かんと、やっていただくところも一生懸命やっておるんだけどね。そのあたり、一度、なかなか目標値を盛り込むというのは難しいというのは私らも理解するところですけど、内々でもそれぐらいの目標

値を一遍やっていただいて、しっかりとした取り組みを心からお願いして終わります。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。お願いいたします。

他にいかがでしょう。

○ 早川新平委員

投票率を上げるというのは、期日前投票所とか、それは四日市大学とか、増設はしてもらっているんだけど、現実として、平成31年度の予算だからというんじゃなしに、期間的にハードなところというのは事前に用意をして……。

何を私が言いたいかというと、各地域の当日投票所、そのアプローチのところが、狭隘道路とか、去年やったかな、三木議員も指摘していたけれども、過去の集落の中心街、そういったところの投票所であれば、アプローチの道路が狭いとか、駐車場がないとか、何を言うても期日前投票も確かに伸びてきているんだけど、当日投票所の見直しというのはもうずっとなっているんやわね。だから、ふやしませんと。そこで、期日前投票で行ってくださいとか。机上の論理はそうやってなっているんやけれども、やっぱりアプローチの仕方、特にうちのところなんていうのは対面通行できない、車1台しか行けないところとか、駐車場がないとか、そういったところはずっと置き去りにされているんですよ。地域の声を聞くと、団地とかマンションにみえる方は行くのが怖いからもう行かないとかね。そういう方は、じゃ、期日前投票に行ってくださいと選挙管理委員会のほうは多分言うんだらうけれども、それで全部回収できないのでね。実際に投票率を上げたいのなら、そういう政策も考えていかないと、声はかけども実体は伴わないというところがあるので、そういうところの見直しというのは検討されているんですか。まあ、当初予算とは違うので、それ以上は入らんけれどもね。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会事務局、上村です。

選挙がない時期におきまして、選挙管理委員会としては投票所の環境とかについてもいろいろ調べるようにしております。統一地方選挙までまだ1年以上ありますけれども、早速選挙の投票所についても、環境を、駐車場がないところにつきましても、これまでも近

隣の方からご協力いただいて駐車場を手配するような形でお願いしてまいりましたので、今後も、1年先になります、できるだけ早目早目にそういったような対応、準備も進めてまいりたいと考えております。

○ 早川新平委員

最後にします。

今、60カ所やったっけ、五十何カ所やったかな。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

61カ所になります。

○ 早川新平委員

そうしたら、それで、期日前は投票所をふやしたけれども、現実には今の人口集中度とか、そういったところも時代とともに変わってきているのでね。何カ所ふやすとか、そういったことも考慮して考えていただきたい。これは強い要望です。

以上。

○ 村山繁生委員長

ご要望で。

○ 中川雅晶委員

先ほど、特に19歳って。19歳は大学生であったりとか、社会人であったりとかという。特に大学生を想定すると、この間も議会報告会の際に四日市大学の学生が来ていて、選挙のことをテーマにしたときに、いやいや、選挙権がありませんという学生が非常に多かったんですね。四日市にですよ。住所を変更せずにそのまま大学に来ている学生、それは逆に言えば、四日市の市民でありながら、東京や大阪で大学生活をしているというところの投票率を上げるということも、市民なのでしていかなきゃいけないのかなど。当然、不在者投票ができるのはできるんですけど、ただ、特に地方選挙になるとその期間というのも短くなってきて、国政選挙のようになかなか時間的余裕がないので、それを諦めたりとか、しなかったりとか、また、そもそも知らないという学生があったりとかというところ

にどうアプローチするのかというのも少し考えていかなきゃいけないのかなと。

例えば、ホームページの告知のあり方というのもなかなか、本来はちゃんと住民票も移してもらわなきゃいけないというケースもあるので、表現の仕方が難しいのかなと思うところはありますが、その辺も、そういう学生とかにもわかりやすく、あっ、こういう形で投票ができるんやということ、また投票しなければならないんやという動機づけになるようなホームページであったりとか、そういう若年層というか青年層への選挙の案内とかというのに少し1文を加えるとか、いろいろしていかなきゃいけない部分はあるんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうでしょうかね。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会事務局、上村です。

中川委員のおっしゃられるとおり、若者の方で住民票を置いていないために滞在地での投票が必要な方がみえますので、これまでもホームページ等で、私ども、ご案内をしてまいりました。なかなかそういうのをご存じないということもありますので、ホームページもできるだけわかりやすいような形で、そのページに行けるような形で、その配慮はしてまいりたいなというふうに思っております。

また、つい最近なんですけれども、総務省のほうから、住民票を異動せず、学生が大学の進学とか就職で住所を変われたときには住民票を異動しましょう、それで、住民票を異動した先で選挙人名簿に載るとそこで選挙ができますというようなご案内のチラシを作成されまして、県内でいきますと、県内の各高校の3年生分につきましては、三重県の選挙管理委員会からそういったチラシもご案内をされているそうです。私どもも、そのチラシが総務省のホームページにも掲載されておりますので、四日市市選挙管理委員会のホームページのトップページにそのご案内につながるような形でのご案内を、この間掲載させていただいたということになります。なので、本来あるような形で住民票をきちんとかえるという方法もございますし、事情があつて住民票をかえられない方に関しては不在者投票という方法もあるという、その両方をきちんと啓発してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○ 中川雅晶委員

今のところも整理しながら、ぜひわかりやすい、ちゃんとホームページにはそういう不

在者投票の方法とかというのは、結構ずっと前からあるんですけど、なかなかわかりにく
いという部分があったりとか、若い人たち、初めて選挙するという方とかにとってはな
かなかわかりづらいので、そういう少し誘導するようなホームページの工夫というのもぜひ
していただくようお願いしておきます。

以上です。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。他の項目でもございませんか。よろしいですか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

じゃ、他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

討論もございませぬので、これより採決に入ります。

それでは、議案第69号平成30年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第
2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、検査
室関係部分、第2目人事管理費、第3目恩給及び退職年金費、第4目文書広報費中総務課
関係部分、第9目計算記録管理費、第15目人権推進費、第23目諸費中総務課関係部分、第
4項選挙費、第5項統計調査費、第2条債務負担行為（関係部分）について、原案のと
おり可決すべきものと決することにご異議ございせんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

それでは、全体会に送る項目はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

全体会はなしということを確認いたしました。

[以上の経過により、議案第69号 平成30年度四日市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分、第2目人事管理費、第3目恩給及び退職年金費、第4目文書広報費中総務課関係部分、第9目計算記録管理費、第15目人権推進費、第23目諸費中総務課関係部分、第4項選挙費、第5項統計調査費、第2条債務負担行為関係部分について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 村山繁生委員長

補正予算に今度は入りますが、これって説明は何分ぐらいかかりますかね。

○ 川口人事課長

説明時間は2分、3分ぐらいです。

○ 村山繁生委員長

そうですか。じゃ、説明だけ受けて休憩に入りたいと思います。

議案第109号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第8号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費

第2目 人事管理費

第2条 繰越明許費の補正（関係部分）

○ 村山繁生委員長

それでは、議案第109号平成29年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第2目人事管理費、第2条繰越明許費の補正（関係部分）について、資料の説明を求めます。

○ 川口人事課長

人事課の川口でございます。

それでは、平成29年度一般会計補正予算（第8号）のご説明をさせていただきますが、資料は、先ほど見ていただいていた資料の10ページでございます。

もう一度ご案内させていただきますと、トップページから02総務常任委員会、13平成30年2月定例月議会、09総務部（追加資料）でございます。

こちらの10ページをごらんいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

○ 村山繁生委員長

よろしいでしょうか。どうぞ。

○ 川口人事課長

それでは、説明させていただきます。

まず、こちらは、10ページは臨時職員でございます。

こちらは、人事課におきまして、育児休業等で代替で任用いたします臨時職員の賃金と社会保険料等の共済費を計上してございます。本年度におきまして、当初想定した育児休業取得職員等の代替職員の見込みが少し多かったということから、賃金につきまして620万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、11ページをごらんいただきたいと思います。

こちらは退職手当でございます。平成29年度末の退職者がおおむね確定してきたことに伴いまして、精算のほうをお願いするものでございます。

補正額の内訳でございますが、市長部局に係る退職手当につきまして、平成29年度当初

予算での見込みから、勸奨・普通退職での予定者数が下回ったというところから、当初予算10億4060万円に対しまして、所要見込額が9億8300万円ということで、5760万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

こちらは、市全体の退職手当支給状況の年度別推移につきまして、退職事由別で退職者数と支給額のほうをお示ししてございます。先ほどの資料は一般会計の説明となっておりまして、こちらは全会計の説明となっておりますので、人数等、突合しない部分がございますのでご了承いただきたいと思います。

現時点での今年度の退職者見込みにつきましては、定年退職者が49名、勸奨退職者が12名、普通退職者が41名で、合計102名の予定となっております。

人事課からの説明は以上でございます。

○ 須藤人権・同和政策課長

人権・同和政策課の須藤でございます。

私からは、繰越明許費の補正についてご説明いたします。

資料のほうは、紙のほうでは平成30年2月の補正予算書の10ページを、タブレットのほうは、トップページから01本会議で入っていただいて、08平成30年2月定例月議会で、24の2月26日追加配付、平成29年度2月補正予算書の149分の10ページをお願いいたします。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

(発言する者あり)

○ 須藤人権・同和政策課長

149分の12ページでございます。申しわけございません。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

どうぞ。

○ 須藤人権・同和政策課長

款2総務費、項1総務管理費、人権活動拠点施設整備事業費でございます。

人権活動拠点施設の改修工事につきまして、施設の利用者等との調整に時間を要したことから年度内の完了が見込まれなくなったため、588万4000円を計上するものでございます。

説明は以上です。

○ 村山繁生委員長

説明はお聞き及びのとおりでございますが、この補正予算に関して質問、質疑はございますか。

○ 早川新平委員

勸奨退職と定年退職はわかるんやけど、普通退職の意味だけ教えてください。

○ 川口人事課長

普通退職はそれ以外というものなんですけれども、勸奨退職につきましては、定年前10歳の部分につきまして、こちらから退職する方というのを大体12月ぐらいに募集をかけますが、このときに手を挙げていただいた方ということになります。基本的には年数の若い方、それから急遽退職される方、それから年度途中での退職といった方について、普通退職というふうに分けさせていただいてございます。

以上でございます。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

他にご質疑ございませんか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

討論もございませんので、採決に入ります。

議案第109号平成29年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第2目人事管理費、第2条繰越明許費の補正（関係部分）について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第109号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第2目人事管理費、第2条繰越明許費の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 村山繁生委員長

ちょうどお昼ですけれども、補正は全部終わるんやけど、もう一つやると。これって時間がかかるやろうか。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。じゃ、お昼にいたします。じゃ、暫時休憩いたします。午後1時再開
をお願いします。

12:00 休憩

13:00 再開

○ 村山繁生委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第116号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第1款 議会費

第2款 総務費

第10款 教育費（人件費補正分）

○ 村山繁生委員長

それでは、これより議案第116号平成30年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第1款議会費、第2款総務費、第10款教育費（人件費補正分）について、審査を行います。

この議案につきましては追加上程分ですので、資料の説明を求めます。

○ 川口人事課長

人事課の川口でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、資料のほうでございますが、タブレットのトップページから02総務常任委員会をお願いします。その中の13平成30年2月定例月議会をお願いします。その中の09総務部（追加資料）でございます。午前中の資料と同じでございます。そちらの13ページをお開きいただきたいと、お願ひします。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

お願いします。

○ 川口人事課長

それでは、こちら、特別職の報酬改定に係ります人件費の補正でございます。今月5日に提出されました特別職報酬等審議会の答申を踏まえまして、この後にも説明いたしますが、条例改正とあわせまして特別職の報酬等の改定に係る人件費の補正をお願いするものでございます。

補正の内容といたしましては、議員報酬及び市長等の給料額につきましては、前回、平成18年に引き下げましたそれ以前の平成16年水準まで回復させていただきたいということとともに、教育長につきましては、法律改正によりまして平成27年に新たに給料月額を設定させていただきましたが、他都市の新制度への移行が終了した現時点におきまして、同格都市比較では他の特別職と比べて低い水準にあるということで、同格都市と同程度まで改めさせていただきたいというものでございます。その改定に係ります報酬及び給料月額、期末手当、共済費、退職手当の補正となっております。

特別職ごとの改定額につきましては資料のとおりでございます。

補正予算額につきましては、議会費が110万8000円、総務費におきます市長、副市長、それから常勤監査委員分が33万1000円、教育費43万2000円、合わせて合計187万1000円でございます。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございました。

それでは、この件に関して質疑をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

○ 笹岡秀太郎委員

全体の影響額だけ教えてください。

○ 川口人事課長

1年間の影響額ということで、今回補正をお願いしてございます一般会計ベースでこちらの187万1000円ということですが、細かくいきますと、議会費で110万8000円、それから市長・副市長分といたしまして29万4000円、それから常勤監査委員分で3万7000円、それから教育費の教育長分で43万2000円でございます。

○ 中川雅晶委員

教育長の給料月額を他都市の水準と合わせたというところですけど、最低と最高とあれば、どういうふうに、もう少し詳しく教えていただけますか。

○ 川口人事課長

額でいきますと、他都市の状況でございますが、まず県内でいきますと、給料額ベースでは県内1位となっております。

同格市ベースですが、現在、報酬等審議会におきましての資料といたしまして3種類の同格都市というので比較してございます。一つが人口同格都市、それから予算規模の同格都市、それから税収の同格都市という形で3区分に分けてそれぞれ比較のほうをしてございますが、教育長におきましては、給料額ベースでいきますと、現在が人口同格都市におきますと15位でございます。それが改正後には13位になる。それ以外でいきますと、予算同格都市におきましては現在14位でございますが、それが13位になる。それから、税収同格都市におきますと、現在15位が13位にまで上がるというような内容でございます。

○ 中川雅晶委員

同格市って全部で何市あるんでしたっけ、対象。

○ 川口人事課長

それぞれの区分におきまして、四日市市の多いところで10団体、それから低いところで10団体ということで、それぞれの区分で20団体ずつ調査をしてございますが、重なる部分もございますので、大体例年40団体ぐらいを比較してございます。

○ 中川雅晶委員

というところで、そんなに、同格市でいくと上位ではないんですけど、県内では1位ということで認識しておけばいいんですかね。なるほど、わかりました。これ、また後で結構ですので、県内であったりとか同格市であったりとかという、先ほどの意思決定されたときの資料だけいただければと思いますので。慌てませんので、お願いします。

以上です。

○ 村山繁生委員長

資料、できますか。

じゃ、お願いいたします。

他にいかがですか。よろしいですか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

それでは、質疑がないようでございますので質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

討論もございませんので、採決に入ります。

それでは、議案第116号平成30年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第1款議会費、第2款総務費、第10款教育費（人件費補正分）について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第116号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第1款議会費、第2款総務費、第10款教育費（人件費補正分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 村山繁生委員長

次は一般議案に入りますので、理事者入れかえということでお願いいたします。
全体会はよろしかったですね、今の。

(なし)

○ 村山繁生委員長

済みません、また確認するのを忘れました。

議案第82号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第83号 四日市市職員退職手当支給条例等の一部改正について

議案第84号 四日市市職員定数条例の一部改正について

議案第85号 四日市市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第104号 四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

○ 村山繁生委員長

それでは、これよりは総務常任委員会のほうに切りかえまして、議案第82号四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第83号四日市市職員退職手当支給条例等の一部改正について、議案第84号四日市市職員定数条例の一部改正について、議案第85号四日市市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第104号四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正についての審査を行います。

資料の説明を求めます。

○ 川口人事課長

人事課の川口でございます。

資料のほうは先ほどと同じ資料でございます。そちらの16ページのほうをごらんいただきたいと思います。タブレットのほうは、トップページから行っていただきますと、02総務常任委員会、13平成30年2月定例会議会、09総務部（追加資料）、先ほどと同じ資料でございます。その16ページをごらんいただきたいと思います。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

どうぞ。

○ 川口人事課長

それでは、議案聴取会のほうでご請求いただきました資料のご説明でございます。

こちらは、中川委員からご請求いただきました学校等の薬剤師報酬額の改定に係ります影響額の資料でございます。改正前と改正後でお示ししてございますが、改正前といたしましては、基本額15万4200円を小中学校32校分で493万4400円、それから、兼務手当6万円分を小中学校28校と幼稚園等23園分で306万円、合計799万4400円の支出となつてございました。これが改正後となりますと、基本額は変わらず15万4200円でございますが、小中学校60校分となりまして925万2000円、幼稚園等の基本額としまして6万円というふうになるということで、23園分で138万円、合計1063万2000円となりまして、年間でいきますと263万6000円の増額となります。

人事課分の説明は以上でございます。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会事務局次長の上村でございます。よろしくお願いたします。

森委員、笹岡委員からご請求のありました市議会議員選挙における選挙運動用ビラについてご説明申し上げます。資料はタブレット17ページをお願いいたします。

選挙運動用ビラに関してもう少し詳しい内容をということでしたので、さきの提出議案

参考資料と一部重なる部分もございますが、ビラについて5項目を挙げさせていただきます。

1点目としまして、頒布できるビラの数ですが、選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ、合わせて4000枚までとなります。

2点目としまして、ビラのサイズですが、A4判以内の大きさを、両面印刷をしていただくことも可能となっております。

3点目としまして、印刷すべき事項ですが、頒布責任者と印刷者の氏名及び住所を記載していただく必要がございます。

4点目としまして、ビラの頒布方法ですが、法律、政令で次の4種類の方法に限られております。新聞折り込みによる頒布、それから候補者の選挙事務所内での頒布、個人演説会場内での頒布、街頭演説の場所での頒布となります。なお、頒布に際しまして、散布、いわゆるまき散らすような方法での頒布のほうはできないということとなっております。

また、チラシを選挙管理委員会に届け出をしていただいた際に、選挙管理委員会から候補者に証紙を交付させていただきます。この証紙というのは、1cmぐらいの大きさのシールとなっておりますが、これを4000枚交付をさせていただきます。候補者はこの証紙シールを張ったビラでなければ頒布することができないこととなっております。

5点目は、公費負担についてです。ビラの作成単価の限度額は1枚7円51銭となります。ですので、候補者1人当たりの作成経費の限度額としましては、3万40円となります。この額は政令で定められているものとなっております。また、手続の流れにつきましては選挙運動用ポスターの公費負担に準じたものとなりますので、候補者はビラの作成業者と書面で契約していただいてビラを作成していただき、立候補届の際にこの契約書のコピーを添えて公費負担の申請をしていただきます。選挙管理委員会からの支払いにつきましては、ビラ作成業者からの請求に基づきまして作成業者へ支払いをさせていただくという流れとなっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございました。

それでは、まず、学校等の薬剤師の報酬額の改定に係る影響額についてということで、中川委員のほうからまず質疑がありましたら。

○ 中川雅晶委員

資料をどうもありがとうございました。

これ、幼稚園が6万円で小中学校が15万4200円に統一をしたと、兼務というのをなくしたというところで、幼稚園と、それから小中学校の差というのが職務量の差というところなんですけど、もう少し職務量の差というところの、15万4200円と6万円の違いの根拠って何かあるんですかね。

○ 川口人事課長

一番大きなところでは、当然児童数といいますか、園児数といいますかの差が一番大きいところであるというふうに伺っています。

それ以外では、例えば小中学校ではあるプールの水質検査がないとか、そういったような業務そのものの違いもあるというふうには伺ってございまして、その差を反映した形で金額設定になっておるということでございます。

○ 中川雅晶委員

当然、この辺も薬剤師会とかと協議をされて、そういう例えば意義とか課題とかというのは別段なかったということでもいいですか。それとも、何かこういう点はとかというのがありましたか。

○ 川口人事課長

実際のやりとり自体は教育委員会のほうで行っていただいておりますので、条例自体が総務部の条例ということで、今回議案のほうはこちらでお願いさせていただいておりますので、細かいやりとりについては把握していないので、申しわけございません。

○ 中川雅晶委員

わかりました。

それは教育委員会とまたいろいろ、施行していただいて、その後どうやったかということを検証いただければなと思いますし、本来の学校薬剤師の役割を今まで以上にやっていただくようなことだけは、総務部から教育委員会に確認していただいて、課題があればま

た協議いただくという形で、今後ともよろしく申し上げます。

以上です。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

この項目に関して、他の委員の方、質疑ございますか。よろしいですか。

それでは、続きまして、市議会議員選挙における選挙運動用ビラについて、笹岡委員、どうぞ。

○ 笹岡秀太郎委員

資料、ありがとうございました。

それと、7円51銭でなかなかできにくいよねという話もあったんだけど、当然決め事ですから、この中でやっていくと、こういうことなんだけど、例えば証紙を張る、4000枚張るんやけど、それは事務員としての経費って出るのかね。一般的に届け出る事務員にさせてもええ仕事なんですかね、これは。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

細かい規定等はございませんが、一般の選挙運動の中でということになりますので、先ほどのような形で証紙を張っていただくような形はできるかと思います。

○ 笹岡秀太郎委員

それと、業者との契約というふうなことなんだけど、例えば個人で得意なデザイナーがおって、こういうのをやってくれる人がおりますよね。そのデザイン料というのはこの中には含まれてくると思うんやけど、その契約は個人との契約も可能ということの理解でよろしいの。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

デザインと実際のビラの印刷、それも含めて全てビラの作成としてこの上限額が定められているというものになります。契約もそのデザインする方がビラの作成まであわせてされるということであれば、その中での、ビラの作成までに至る全ての契約という形で契約

をしていただく形になるのではないかなと思います。

○ 笹岡秀太郎委員

だから、説明の中では業者と言われたので、デザイン業者じゃなければいけないのか、個人的にデザインした人、デザインできる人に依頼をかけちゃだめなのかと、そういうことなんやけど。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

個人でビラを作成する製作者という、製作者といいますか、印刷者、個人の場合も契約という形は可能になっています。

○ 笹岡秀太郎委員

了解しました。

○ 村山繁生委員長

以上ですか。

○ 笹岡秀太郎委員

はい。

○ 森 康哲委員

同じなんですけれども、この単価の限度額の積算根拠は、どういう内訳ではじき出したのかわかりますか。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

申しわけありません。政令のほうで、国会議員の選挙のビラの配布の金額が7円51銭で、これに準じた形で条例を定めさせていただいております。

7円51銭の算出については、資料を持ち合わせておりませんが、通常、参議院議員選挙の前にこれら公費負担の選挙に関する経費の見直しがされるわけなんですけれども、人件費とか物価の上昇を勘案してこれらの金額を決めたというふうに当時国からの説明等は受けて

おります。ただ、その積算根拠となりますと、資料が出てくるかどうかというのは今現在では確認しておりませんので、申しわけございません。

○ 森 康哲委員

そうすると、参議院議員選挙の、選挙ごとによって配布できる枚数は違うと思うんですけども、参議院議員選挙の枚数で計算されたそのままの単価をこの市議会議員の選挙の単価に置きかえているということですかね。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

7円51銭という単価ですけれども、政令のほうで、公職選挙法施行令のほうで定められている金額でございまして、それぞれの選挙での枚数をもとに算定をしたかどうかというのは今現在わからないんですけれども、政令に定められてある金額ということになってまいります。

○ 森 康哲委員

そうすると、例えば新聞折り込みによる頒布はできると書いてあるんですが、これも含めてのお金になると思うんですよ。作成費用と新聞折り込み代も含めて7円51銭でということになるんですかね。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

7円51銭、この額はビラの作成経費に係るものでありまして、頒布方法はまた別となっておりますので、折り込みに例えば経費がかかる場合は、この金額といいますか、公費負担には入らないということになってまいります。

○ 森 康哲委員

そうすると、作成費用の中に印刷代と原稿をつくる版代が入ってくると思うんですけど、その版代も含めての1枚あたりの単価が7円51銭と。これを超えた場合は自己負担ということでもいいんですかね。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

森委員おっしゃられたとおりで、デザインを含めた作成としての経費でありまして、限度額ですので、これを超える場合にはその候補者の負担ということになってまいります。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

○ 森 康哲委員

はい。

○ 村山繁生委員長

他にこの項目でいかがでしょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

これ、A4判と、そういうものと決まっておるんやね、A4というのは。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

A4判以内ということで、こちらに記載をさせていただきました長さ29.7cmと幅21cm、この寸法の中で作成していただくということになります。

○ 笹岡秀太郎委員

そうすると、はがき大であったりとか、それ以内であったらどういうものを工夫してもいい、例えば三つ折りのものとか、そういうような工夫はいいということね。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

大きさがこの範囲内であればということになりますので、これよりも小さいものは認められるということになります。

○ 笹岡秀太郎委員

その内容を選挙管理委員会に届けるわけやね、現物を。それを誰がチェックしてくれるの。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会には届け出をいただきますが、内容までのチェックということは選挙管理委員会ではなくて、あくまでも寸法と、それから記載すべき事項、この形式的な内容だけを確認させていただくことになります。

○ 笹岡秀太郎委員

わかりました。

そうすると、A4判以内で、それから、作成者とか印刷者の氏名を入れたものをチェックするだけと、こういうことですね。

了解しました。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

○ 笹岡秀太郎委員

はい。

○ 村山繁生委員長

他にいかがでしょうか。

○ 中川雅晶委員

今の関連ですけど、例えば大きさとか内容とかというのをチェックされるだけなので、昨今よくこの辺の、本当はそんな4000枚も刷らずに、チェックする分だけ届け出てというようなことがないようにというのはどういうふうにされるんですかね。不正受給じゃないですけど、そういうことはないということを前提にしているんですか。

○ 村山繁生委員長

答えられますか。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

まず、契約を結んでいただいて、実際に作成をしていただいた分をお支払いしますので、実際つくったかつくっていないかというところまでの確認を、選挙管理委員会としてはそこまで調査をすることはないんですけれども、ただ、証紙を4000枚交付させていただきまので、それ以上配布をするということはできないというような形で、そこで制限はかけさせていただきまので、ただ、それを少なく、使わなかったかどうかというのは、確認はなかなか難しいのかなというふうには思います。

○ 中川雅晶委員

証紙は4000枚、それ以上は配れないよというのの一つ、それはそれで担保できますよね。僕がちょっと心配しているのは、そもそもそんなに配りもせずに、全部刷っても3万円ちょっとなのであれですけど、そういうところの、そういう不正が起こらないような工夫というのは、もちろん請求書と領収書とかというのを出しても、今までの報道によると双方ぐるやった場合にはわからへんとかというのがあるので、その辺も、研究じゃないけど、なるべくそういうことが起こらないように、ハードルかフィルターをかけるようなことも少し研究いただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 村山繁生委員長

他にいかがでしょうか。

よろしいですか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

他に質疑もないようでございますので、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

討論はございませんので、採決に入ります。

それでは、議案第82号四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第83号四日市市職員退職手当支給条例等の一部改正について、議案第84号四日市市職員定数条例の一部改正について、議案第85号四日市市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第104号四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第82号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第83号 四日市市職員退職手当支給条例等の一部改正について、議案第84号 四日市市職員定数条例の一部改正について、議案第85号 四日市市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第104号 四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

議案第121号 四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第122号 四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○ 村山繁生委員長

それでは、続きまして、議案第121号四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第122号四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての審査を行います。

資料の説明を求めます。

○ 川口人事課長

人事課の川口でございます。

続きまして、追加上程いたします条例改正議案の説明のほうをさせていただきます。

資料は、同じ資料の次のページ、18ページのほうをお開きいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

こちらは、先ほど補正予算の議案でもご審議いただきましたが、四日市市議会議員の議員報酬並びに四日市市長及び副市長の給与の改正ということでお願いしてございます。

改正内容につきましては、特別職報酬等審議会の答申、こちらが全国的に評価を受けてございます議会活動でありますとか、健全な財政状況、一般職の給料の改定状況等を踏まえて、長期にわたって据え置きとなっております議長、副議長、議員の報酬額並びに市長、副市長の給料額の引き上げをお願いするものでございます。

改定額につきましては、先ほどの補正予算案でのご説明のとおり、平成16年水準まで回復させていただきたいというものでございます。

改定経緯につきましては、平成9年の改定以降、平成12年、15年、16年、18年と引き下げの改定が行われてきておりまして、そこから現在までは据え置きとなっております。各年とも財政状況、同格都市ですとか県内各都市の実態、一般職の給与改定状況などを勘案して改定のほうを実施してきてございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑のある方はどうぞ。よろしいですか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

ご質疑もないようでございますので、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

討論もございませんので、採決に入ります。

それでは、議案第121号四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第122号四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第121号 四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第122号 四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 村山繁生委員長

それでは、続きまして、ここからは所管事務調査に移りたいと思います。

平成29年度第1回及び第2回四日市市人権施策推進懇話会並びに平成29年度第1回四日市市同和行政推進審議会について

○ 村山繁生委員長

平成29年度第1回及び第2回四日市市人権施策推進懇話会並びに平成29年度第1回四日市市同和行政推進審議会について、所管事務調査を行います。

資料の説明を求めます。

○ 須藤人権・同和政策課長

人権・同和政策課の須藤です。

私からは所管事務調査につきましてご説明いたします。

資料のほうは、タブレットの02総務常任委員会、13の平成30年2月定例会議会で、10総務部（所管事務調査）をお願いいたします。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

どうぞ。

○ 須藤人権・同和政策課長

まず、1ページ目をめくっていただいて、68分の2ページをごらんください。

当課が所管いたします人権施策推進懇話会においては、第1回を平成29年7月24日に、第2回を平成30年1月17日に開催いたしました。また、四日市市同和行政推進審議会においては平成30年1月29日に開催いたしましたので、それぞれをご報告させていただきます。

まず、第1回人権施策推進懇話会についてのががみをめくっていただきますと、4ページですが、こちらのほうには委員の主なご意見などを記載いたしました開催概要でございます。

次の5ページから、少し進みますけれども31ページまでに第1回の懇話会の当日使用しました資料を整えてございます。

第1回人権施策推進懇話会では、総事業数177事業に関して、その進捗状況等を確認していただきながら、外部評価報告書の案をまとめていただきました。

次に、68分の32ページ、第2回人権施策推進懇話会についてのががみをめくっていただきますと、第1回と同様に、33ページに開催概要を、また、34ページから40ページに当日使用しました資料を整えてございます。

第2回では、先ほど申し上げました第1回でいただきましたご意見をまとめた外部評価報告書の案に関して議論をいただいたところでございます。

最後に、68分の41ページ、四日市市同和行政推進審議会についてのががみをめくっていただきますと、同様に42ページのところには当日の開催概要を、また、43ページから最終

の68ページに当日使用しました資料を整えてございます。

当審議会では、継続的に審議いただいております教育と就労及び市営住宅に関して、また、平成28年12月に施行されました部落差別解消推進法を受けて、相談、教育、啓発に関して、これまで市が実施してきました事業、基本方針（案）に関してご意見をいただいたところでございます。

私からの説明は以上です。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございますが、何かご質疑のある方はどうぞ。

○ 中川雅晶委員

これ、審議をしていただいて、今般も条例改正で出てきている市営住宅の条例改正、収入申告の義務の緩和とか、それから放置自動車の対応についてとか、それから明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準を条例で下げることが可能とする改正とかというところが果実として出ていますよとなっているんですが、それに至ったところをもう少し詳しく教えていただけますか。

○ 須藤人権・同和政策課長

ただいまのは、資料でいくと65ページからのところですかね。

○ 中川雅晶委員

はい。

○ 須藤人権・同和政策課長

これにつきましては、あくまでワーキングの中での報告という形で都市整備部の市営住宅課のほうから報告があったというところでございます。審議内容ではなくて、あくまでご報告という形でございます。

○ 中川雅晶委員

市営住宅課からこの部分のワーキング資料として報告があったと。この部分だけ。

○ 須藤人権・同和政策課長

住宅ワーキングのほうで実際ご議論いただいたのは、資料でいくところの67ページの今までの課題と今後の予定についてと、ここら辺をご議論いただいたところでございます。

○ 中川雅晶委員

住宅のこの辺ももちろん課題であるのはわかりますけど、ここだけを住宅ワーキングの資料として出されて、審議会の中で取り上げて審議されたというのは、何か理由はあるんですか。

○ 須藤人権・同和政策課長

四日市市同和行政推進審議会の中で設けております住宅ワーキング、専門部会ですけれども、そちらのほうで今ご議論いただいている内容は、63ページのところに第1回の住宅ワーキングの事項書がございます。こちらの中の3番に、議事というのがございます。

(1) まちづくりのための子育て世帯向け住宅の入居要件についてというところが主な議論のところでございます。したがって、先ほどの条例の改正のところについてご議論をいただく場ではなかったと、そんなようなところがございます。

○ 村山繁生委員長

続けてどうぞ。

○ 須藤人権・同和政策課長

ただ、報告の中でも、実際この条例の改正の内容について、若干どういうことであると説明を求めたり、質疑等は当然ございましたけれども、あくまでメインの審議の内容ではなかったというところがございます。

○ 中川雅晶委員

そこで審議してもらった内容ではないですけど、ワーキングとしてこの資料を添付されたということですよ、今の。別に、直接その条例改正に至ったところの意見を聞いた

というわけではないということですね。何でわざわざそれを添付する必要が……。やっぱりこのワーキング事項としてということで、それは逆に言ったら、そういう住宅に関していろいろ課題があったということもあるんじゃないですか。

○ 須藤人権・同和政策課長

おっしゃるとおり、実は今回のこの条例の改正の中身、認知症患者等の収入申告義務の緩和とか、あるいは公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準等の、これについても当然このワーキングにご出席いただいている委員の皆さんのところの地域にも市営住宅がございますので、そちらのほうで実際入居されている方にも当然該当される方がおみえになるということで、報告のほうということでございます。

○ 中川雅晶委員

であるならば、市営住宅も含めた住居に関して、これだけではなくていろいろ、さまざまな意見を……。よくわからないんですけど、こういう審議会でいろんな意見が出て、ワーキングで少しもんで、この辺のところは解決ではないですけども、条例改正に至りましたという報告程度の話なのか。ほかにも、例えばこういうワーキングってどれだけあるんですか。

○ 須藤人権・同和政策課長

当課が所管する同和行政推進審議会の中では、住宅部門の専門部会の住宅ワーキングと、あと、教育と就労に特化したものですけども、統括ワーキング、この二つでございます。

○ 中川雅晶委員

今回は就労とか教育に関してはワーキングの資料としては出てこなかったんですか。別に審議していないということですか。

○ 須藤人権・同和政策課長

資料のほうでいきますと、45ページから62ページまでが統括ワーキングで使用した資料でございます。

○ 中川雅晶委員

こういうワーキングの中から、さっきのような形で条例改正に至るケースもあるというところを添付されているということで理解すればいいですね。

さまざま、今の就労であったりとか教育であったりとかいうのも、こういう形で会議とかワーキングされているということですね。

この辺、例えば就労であったりとか教育だったりとか、どこに優先的に課題をやったりとか、提案だったりとか、意見されたとかというのは何かあるんですか。読めばわかるんですが。

○ 須藤人権・同和政策課長

資料の42ページのほうに当日の開催概要という形で、こちらの中で審議会の経過、それから当日の審議内容、それから委員の主なご意見という形でいただいております。

○ 中川雅晶委員

こうやって審議いただいているのはわかりますけど、例えば範囲が広いんですよ。全部が全部一気にとかというわけにはいかないんですけど、主なテーマという感じで、せっかくワーキングされているのであれば、そういうところを含めてもう少し審議会の中身が濃くなるように、意見のもらい方であったりとか、審議のしてもらい方というのも工夫されたほうがいいのではないかなと思いますので、その辺はどうですかね。

○ 須藤人権・同和政策課長

特に今回は、午前中に少しご議論もありましたが、特に部長のほうもお話しさせていただきました、平成28年12月に施行されました部落差別の解消の推進に関する法律を受けて四日市市の基本方針案というのも一つのテーマとしてお示しし、それについての合意をいただいたりというような形で、テーマ性を持たせたような形でのご議論をしていただくように工夫はしております。

○ 中川雅晶委員

例えば、就労であれば、商工農水部にも就労コーディネーターみたいなものがあったりとか、障害であれば障害者のための就労の支援だったりとか、これはこういう観点で就労

の支援であったりとかというところはあると思いますので、その辺のご議論であったりとか精査であったりとかというのもありますし、教育も、それぞれ今、教育の格差を縮めるために、保護課であれば保護課のメニューであったりとかってされていると思うんですけども、そういう観点から多分議論されている部分はあると思うので、ぜひ実際に就労支援を必要としている方であったりとか、そういう教育の支援を必要としている方であったりとかにつながるような審議をぜひしていただくようお願いだけしておきます。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

他にいかがでしょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

見方がよくわからないので教えてほしいんですけど、第1回の同和行政推進審議会が1月29日、これ、年度に一遍という開催ということですか。

○ 須藤人権・同和政策課長

ことしの予算案の中でもそうなんですけれども、目標としては、一応設定としては年2回を予定はしておりますけれども、前段のワーキングの審議の進みぐあいであったり、内容であったりしながら、当然審議会のほうにお諮りすることがすぐできれば、第1回、第2回という形で開催をする予定でおります。

○ 笹岡秀太郎委員

そうすると、年度内にまだ開催の可能性もあるというふうな含みでよろしいのね。

○ 須藤人権・同和政策課長

今回は第1回の同和行政推進審議会の中でご議論いただいたところで、年度内は一応今の現段階では終了という形で予定をしております。

○ 笹岡秀太郎委員

今年度内に開催予定はなしと、こういうことですね。

そうすると、これ、欠席の方が2名いらっしゃいますね。この方への周知というのは、恐らくちゃんとはしてもらっていると思うけれども、要するに、1回ということは1回も出ていないよと、こういうことになってくるんだけど、そうすると、ワーキングのほうにはこの欠席の方はきちんと出てもらっておるという理解でよろしいか。

○ 須藤人権・同和政策課長

ワーキングのほうの委員さんは、審議会の当日は全員出ていただいております、審議会の当日ご欠席いただいた方はワーキングの委員さんではない方がご欠席になっておると。

○ 笹岡秀太郎委員

このワーキングのほうのメンバーというのがどこを見てもわからんやけど、これはどこかにあるんですか。

後にありましたか。何ページですか。

(発言する者あり)

○ 笹岡秀太郎委員

これは委員のメンバーはあるけど、ワーキングチームはない。

(発言する者あり)

○ 須藤人権・同和政策課長

ワーキングのほうの名簿はついておりません。委員さんは4地区の各地区の代表の方にご出席いただいております、ついておるのは、同和行政推進審議会の委員名簿の中で関係地区代表の方がお一人ですね。

○ 笹岡秀太郎委員

名簿がついていないですよという確認だけです。ないですよ。

○ 須藤人権・同和政策課長

ないです。

○ 笹岡秀太郎委員

それと、そのワーキングの開催された日にちとか回数がわからんのやけど、どこで見ればいい。

○ 伊藤人権行政監

ちょうど45ページをごらんいただきたいと思います。

日付のほうが入っていないのでこれから改めたいと思います。これが第1回のワーキングの資料になっておりますので、こちらのほうから57ページまでが第1回のワーキングの資料で、58ページからが第2回のワーキングの資料です。こちらのほうも委員ご指摘のとおり日付が入っておりませんので、改めさせていただきたいと思います。

○ 笹岡秀太郎委員

各種審議会から議会が撤退をして、丁寧な説明が求められる中でそういうところが抜けているというのはやはり、もう少し丁寧な作成と報告が必要かなと思いますので、その辺、しっかりと報告できるようにお願いしたいと思います。

要望だけで結構です。

○ 村山繁生委員長

意見、要望として。

○ 中川雅晶委員

質問ではないんですけど、質問ではないというか、例えばこういう、今、テーマ、人権に関する相談・支援の充実、人材の育成と当事者のエンパワメント、それから人権センターの充実、人権の視点から見たまちづくりに向けた条件整備と人権施策の推進体制の整備とかというところ、四日市として人権施策の推進をしていこうというところですけども、今、国連のSDGsというの、これを例えば行政や企業や学校現場へどう落とし込んでいくかというところを結構うたわれている中において、かなり、SDGsの項目の中にオーバーラップする部分というのが非常に多いですね。だから、特に当事者のエンパワメ

ントというか、その可能性をどう開花させていくかというところは非常に大きい部分があるので、ぜひそういうところの活動が、実はそのSDGsにもつながっていくんやよというのもぜひ市民の方にもわかりやすく、というところもありじゃないかなと思いつつ見せていただきましたので、またぜひ研究のほどよろしくお願ひしたいと思うんですが、どうでしょうか。

○ 須藤人権・同和政策課長

これも午前中のご議論と重なる部分がありまして、いろんな課題、人権課題、新しく出てきます。当然、人権施策推進懇話会においては、幅広くいろいろな、女性であったり高齢者であったりといういろいろな部門というか、そこは人権の視点で横串にというところがありますので、できる限り幅広く、議論の中身もそうですし、広く市民の皆様にも周知啓発をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

他にいかがでしょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

外部評価報告書なんですけど、これ、案になっていますが、成案になったときにまた議会にも報告があるということによろしいか。

○ 須藤人権・同和政策課長

今、最終の詰めをしております。成案となりましたら、また議員の皆さんのほうにご報告をさせていただこうと思っております。

以上です。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

他にいかがでしょうか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

それでは、別段他にご意見、ご質疑もないようですので、本件につきましてはこの程度といたします。

それでは、以上で総務部についての審査は全部終了いたしました。

お疲れさまでした。

それでは、理事者入れかえですので暫時休憩に入りたいと思います。2時5分再開というところでお願いします。

1 3 : 5 4 休憩

1 4 : 0 5 再開

○ 村山繁生委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここからは会計管理室の審査を行います。

まず、会計管理者より一言ご挨拶を願います。

○ 松村会計管理者

失礼いたします。会計管理者の松村でございます。

本会議、さらに委員会ということで、長時間のご審議、大変お疲れさまでございます。

会計管理室に関しましては、平成30年度一般会計予算についてご審議いただくということで、ぜひよろしく願いいたします。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございました。

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第6目 会計管理費

○ 村山繁生委員長

それでは、議案第69号平成30年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第6目会計管理費について、審査を行います。

これも議案聴取会にて説明は終了しておりますので、質疑から入りたいと思います。

ご質疑のある方はいらっしゃいますか。どうですか。よろしいですか。

○ 中川雅晶委員

予算額は異議はないんですけども、例えば会計管理室として平成30年度はどういうことを最重要課題としてやっていこうということなのかだけお伺いさせていただきます。

○ 水谷会計管理室長

近年、各所属に出向いて実際に検査をするという実地検査に力を入れておりまして、行ったそのときその場での検査ももちろんなんですけれども、行く前の事前の調査、それから事後の指導というものに力を入れるようにしております。

実地検査といいますのは、全庁画一的な研修と違いまして、各所属それぞれの事情に合った具体的な指導ができると、それから担当者に直接指導ができるということで、細かいところまで突っ込んで検査、指導しております。そのようなところに来年度も力を入れていきたいと考えております。

○ 中川雅晶委員

実地検査、例えばそういう、適切に収納管理であったりとか金銭管理ができていたりとかいうところもあるでしょうし、公有財産が適切に管理されているかということもあるでしょうし、固定資産台帳とかが適切に把握されているとか管理されているとかってあると思うんですけど、全般的ということですか。

○ 水谷会計管理室長

そうですね。実地検査といいますのは、支出命令の関係の検査と、それとまた別に現金出納、物品出納の関係の検査と2種類ございまして、それぞれ3年に1回ずつ全庁を回るようになっておりますので、その二つで全ての分野を検査するというふうにしております。

○ 中川雅晶委員

本市の財政規律のとりででもありますので、よろしく業務をしていただきますようお願いだけしておきます。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

それでは、質疑も他にないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

討論もございませんので、採決に入ります。

議案第69号平成30年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第6目会計管理費について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

○ 村山繁生委員長

全体会に送るべきこともありませんね。

(なし)

○ 村山繁生委員長

なしですね。

[以上の経過により、議案第69号 平成30年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第6目会計管理費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 村山繁生委員長

以上で会計管理室の議題を終了いたしましたけれども、本会議のときに、石川議員のほうから各退職者に一言ずつ言われておりました。松村さんだけなかったので、この場ではございますが、退職されるということで、一言ご発言願います。

○ 松村会計管理者

定年より3年ばかり早くやめさせていただくんですが、名古屋にある大学のほうで教えることになりましたので、またいろいろお世話になることもあろうかと思っておりますので、今後ともよろしく願います。

大変いろいろ長い間お教えいただきまして、ありがとうございました。

以上でございます。

○ 村山繁生委員長

お疲れさまでした。

それでは、どうも会計管理室、お疲れさまでした。

質疑に入ります前に皆さんにお諮りしたいんですけれども、ちょっと早く進んでおりま

して、きょうはこの監査事務局で一旦終わって、あすは財政経営部から入りたいと思うんですが、いかがでしょう。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

じゃ、そういうふうにさせていただきますので、財政経営部のほうにもあしたの朝ですということ。

それでは、これより監査事務局の審査を行います。

まず、監査事務局長よりご挨拶をお願いいたします。

○ 服部監査事務局長

監査事務局でございます。よろしくお願いいたします。

監査事務局のほうからは、平成30年度の当初予算案をお願いしております。どうぞご審査のほうよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議案第69号 平成30年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第6項 監査委員費

○ 村山繁生委員長

それでは、議案第69号平成30年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第6項監査委員費についての審査を行います。

本件は議案聴取会において説明が終了しておりますので、質疑から入りたいと思います。ご質疑のある方はお願いいたします。

○ 早川新平委員

僕、財政経営部で聞こうと思っていたんですけど、監査の観点から、監査にこれはある

のかな。ふるさと納税の赤字がずっと続いていますよね、四日市。それ、監査の観点から見解があれば教えてほしいなと思って。これは財政経営部で言うべきなのかなと思っておるんやけど。そうやから監査はないのかなと思っておったんやけど。すぐわないのかな。

○ 村山繁生委員長

何でしたっけ。

○ 早川新平委員

ふるさと応援寄附金の、四日市は1億3000万円、昨年なんか2億3000万円と1億円ふえていて、いろんな対策はしているんやけれども、監査の観点からは……。ましてやこれ、国からの補填もあらへんのでというところでどうなのかなと。監査の観点からね。

○ 村山繁生委員長

非常に難しいけど、監査の観点からありますか。

○ 早川新平委員

なければ別に答弁は求めへんし。これ、財政経営部で聞こうと思って。財政経営部のところやでね、ふるさと応援寄附金というのは。無理してもらわんでもいいから。

○ 村山繁生委員長

監査事務局からとしての観点はありますか。監査の観点から。

○ 服部監査事務局長

早川委員のご質問でございますが、ふるさと納税のことでございますが、実は財政経営部の定期行政監査を昨年度、平成28年度に実施いたしました。その監査の中では、ふるさと納税の制度の話は監査委員さんのほうから特にご質疑というのはありませんでした。

ただ、監査の観点からすると、税収の確保という観点から、そういう面では監査委員さんのほうはその部分について制度的にどうなのというようなところは見ていただいておりますが、ただ、それで考えということになりますと、申しわけないんですけど、事務局のほうからそれは、お話はなかなかできないのかなというふうなことで思っており

ます。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

○ 村山繁生委員長

ちょっと待ってください。

○ 服部監査事務局長

済みません、ちょっと訂正させていただきます。1件だけ、済みません、今訂正させていただきます、大変申しわけございません。

ふるさと応援寄附金について、ご意見としていただいております部分がございました。これは、ふるさと応援寄附金に係る業務に人件費、委託料などの経費をかけているが、それに見合う収入は得られていないということで、他自治体へ寄附を行った市民の税額控除に関する業務もあるが、費用対効果を考慮した上で効率的な業務の執行や収入増に向けた取り組みを検討することということで、制度自体を問うということじゃなしに、その制度の中でそれが効果的に生かされておるかという観点で監査いただいたということでございます。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

地方自治体がどうのこうのと言えるような、これは法律なので、総務省がやって、今も答弁いただいたんですけども、この制度自体の疑義があるとか、問題があるというのも全国の自治体からも来ているので、僕も一般質問を2回させてもらったけれども、不交付団体であって、昨年度でも2億3000万円ぐらい、一昨年度が1億3000万円、約1億円ずつふえていて、その対策をやってもらっているんですけども、その制度自体に問題があるから国にということをお願いしたんですけども、今の服部さんの答弁の中では、その人員に伴う経費があるのかという。監査の観点からと私は伺ったので、本来のふるさとを応援するという善意の気持ちに返礼品をつけたというところがあって、そのところで非常に制度自体に問題があるのかということでお伺いをしましたので、監査のほうでは言うべきことではないのかなというところも危惧しながらご質問させていただきました。あり

がとうございます。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

○ 中川雅晶委員

人件費、これ、620万円ってあれですか、7名の事務職員が1名減になっているのでしたっけ。

○ 樋口監査事務局次長

実を申しますと、私の分に当てはまります。人数的には7名で変わりはありませんけれども、1人抜けた分で、あと残ったメンバーでの平均を出しまして、それに7人分を掛けた金額が当初予算として計上されてございますので、定年退職を迎える職員を除くと平均給与が下がるということで、当初予算としては減額になってしまっているということがございます。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員

よくわかりました。次長の分ですね。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。以上ですか。

他にいかがでしょうか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

でも、せっかく今、笹岡委員が監査委員をやっていただいておりますので、何か課題とかがありましたら。

○ 笹岡秀太郎委員

特にございません。

もし一つあるとするならば、長年ご努力いただいた樋口さんが退職されますので、一言ご挨拶をいただければ。

○ 村山繁生委員長

そうですね。そういうことでございますので、樋口次長が退職されるということで、さつきも松村会計管理者も一言ご挨拶していただいたので、樋口次長のほうからも一言ご挨拶をお願いいたします。

○ 樋口 監査事務局次長

監査事務局で6年間お世話になりました。その前に議会事務局では通算で9年間お世話になりまして、議員の皆様には本当に公私にわたってお世話になったといえますか、昼夜にわたってお世話になったかなと思っております。本当にお世話になるばかりで何の役にも立たず長年おらせていただいたわけですが、いっとき体を非常に壊しまして、定年まで勤められないのではないかなと思った時期もございましたが、何とかあと一月で定年退職を迎えられるところまでやってこられました。本当に皆さんには大変お世話になりましたことを心からお礼申し上げ、感謝申し上げたいと思います。

これからも再任用という形で勤めさせていただければというふうをお願いをさせていただきます。どこかでまたお世話になるのではないかなと思っておりますので、引き続きまたご指導、ご鞭撻を賜ればと思っております。本当に長い間ありがとうございました。

○ 村山繁生委員長

お疲れさまでした。

質疑もないようですので、質疑を終結いたしまして討論に入りますが、討論はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

討論もございませんので、採決に入りたいと思います。

それでは、議案第69号平成30年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第6項監査委員費について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会に送るべきことはございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

全体会もないというふうに確認をいたしました。

[以上の経過により、議案第69号 平成30年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第6項監査委員費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 村山繁生委員長

じゃ、以上で監査事務局についての審査は終了いたしました。本当にお疲れさまでした。それでは、ちょっとまだ時間が早いものですから、あした終わってから、その他でやることをきょうやりたいと思います。

まず、閉会中の所管事務調査、今回は閉会中になるわけですけど、閉会中の所管事務調査はどうされますか。

正副案は何も今持っていません。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

なしでいいですか。

○ 森 康哲委員

1 個いいですか。入札制度の検証、ああやって答弁でも言っているように。終わりはないけどね。

○ 村山繁生委員長

もう新しい資料は余り出ないと思うんですけども、よろしいですか。

○ 森 康哲委員

検証でいいです。

○ 村山繁生委員長

検証という意見がございましたが、いかがでしょうか。やりますか。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

じゃ、入札制度の検証ということにするということで。日程、決めとかないかんのやった、これ。

やるとすれば、4月12日の10時か、または4月13日なんですが。

まず、4月12日の都合の悪い方、みえます。

○ 太田紀子委員

手帳がないので、わからない。ごめんなさい。ちょっと外へ出ていいですか。

○ 村山繁生委員長

はい。

(発言する者あり)

○ 太田紀子委員

済みません。お待たせしました。

○ 村山繁生委員長

4月12日を見てください。

○ 太田紀子委員

12日、大丈夫です。

○ 村山繁生委員長

じゃ、4月12日の10時ということでお願いします。4月12日の10時から、所管事務調査ということでお願いをいたします。

それでは、皆さん、タブレットの総務常任委員会から入っていただいて、12番のその他、(議会報告会事項書案)というやつを開いてください。総務常任委員会から、12番。

3月27日に橋北交流会館でございます議会報告会、シティミーティングですね。テーマはもう防災全般についてということでお願いいたします。

それで、この議会報告会の役割分担をちょっとまた皆さんで決めていただきたいというふうに思います。

また、先般決算のときも、皆さんに受け持っていて報告していただいたと思いますので、今回もちょっと部局が多いもんですから、皆さんにまたお願いしたいと思いますが、もう先着順でどうというふうに決めていただければ。希望があれば。

○ 笹岡秀太郎委員

まずその分けるところを決めへんの。

○ 村山繁生委員長

消防本部は一つですね。政策推進部も一つですね、1人。危機管理監も1人ですね。財

政経営部も1人ですね。それから、会計管理室、監査事務局、議会事務局はもうこれで1人。一般議案は、これ全部、部局全部まとめて。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

これ、多いかもわからんけど、一般議案が1人ということで。そうすると何人や。7人要るんや。

希望ありますか。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

何でもいいということやね。

(発言する者あり)

○ 笹岡秀太郎委員

一般議案は委員長にしておいてもらったら。

○ 村山繁生委員長

わかりました。じゃ、一般議案は私やります。

あと、じゃ、政策推進部希望。

(発言する者あり)

○ 中川雅晶委員

司会の方が1名。

○ 森 康哲委員

副委員長が司会でしょう。

○ 村山繁生委員長

司会が副委員長。

司会が副委員長で、あと全部当たるんですわ。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

そうしたら太田さんが消防本部ね。土井さんが総務部。中川さんが危機管理監。森さんが政策推進部。笹岡委員がこの三つまとめてというやつ。

あとあいているのは、財政経営部が早川さんということになりますね。

これでよろしく、じゃ、お願いします。

それから、4月26日の13時から4常任委員会の報告会がございます。これが2回目かな。所管事務調査の報告書を資料として取りまとめて、説明のほうは正副委員長で行いまして、質疑は全員で対応ということをお願いいたします。

あと、総務常任委員会としての年間白書についてということですがけれども、議会運営委員会のほうで定められた記載の項目ですがけれども、委員会の開催状況、所管事務調査報告書、委員長報告、予算・決算分科会長報告、行政視察報告書、議会報告会の概要、委員会の構成、これが記載するように議会運営委員会のほうで決められておりますけれども、その他、何かこれは載せなあかんぞというやつがあれば、おっしゃっていただけますか。

よろしいですか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

じゃ、後は正副一任ということでもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

じゃ、そのようにお願いをいたします。

以上、あす最後に決めておきたいと思ったその他の事項は以上でございます。

じゃ、あす10時から、財政経営部から入りたいと思います。あすじゅうにはもう終わりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

本当に、どうもきょうはお疲れさまでした。ありがとうございました。

14 : 37 閉議